

# 保健福祉委員会

令和8年2月18日

## 【議案】

- (1) 議案第29号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について  
(国保年金課長)

## 【庶務報告】

### 1 議案関係

- (1) 令和7年度葛飾区一般会計補正予算(第5号)について  
(福祉管理課長・地域保健課長・子育て政策課長・児童相談課長)
- (2) 令和7年度葛飾区国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について  
(国保年金課長)
- (3) 令和7年度葛飾区後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について  
(国保年金課長)

### 2 一般

#### 〔福祉部・子育て支援部・児童相談部共通〕

- (1) 福祉施設等への物価高騰緊急対策費助成について (福祉管理課長)

#### 〔健康部・児童相談部共通〕

- (1) 乳幼児健康診査の実施場所の変更について (青戸保健センター所長)
- (2) 産婦健康診査及び1か月児健康診査に係る都内共通受診方式の導入について  
(子ども家庭支援課長)

#### 〔福祉部〕

- (1) 葛飾区認知症施策推進計画(案)について (高齢者支援課長)
- (2) 令和8・9年度後期高齢者医療保険料について (国保年金課長)
- (3) 国民健康保険料決定処分取消請求事件に係る訴えの取下げについて  
(国保年金課長)
- (4) 通院交通費及び移送費並びに返還金に係る処分取消請求事件について  
(東生活課長)

〔子育て支援部〕

- (1) 送迎保育ステーションモデル事業の実施状況及び今後の事業展開について (子育て政策課長)
- (2) 専決処分(和解)の報告について (子育て応援課長)
- (3) 子育て家庭等家事サポーター派遣事業に係る事業者への補助金額の引上げについて (子育て応援課長)

## 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

国保年金課

## 1 変更の理由

令和8年1月29日に開催された東京都後期高齢者医療広域連合議会において、令和8・9年度後期高齢者医療保険料に係る条例改正議案が可決された。

この度の保険料改定においては保険料の軽減のため、令和6・7年度と同様に保険料で賄うべき経費のうち、審査支払手数料等、以下の経費について、関係区市町村の一般会計で負担する特別対策等を実施することとしている。

現行の規約において特別対策等の実施は、令和6・7年度の時限措置となっており、令和8・9年度においても継続実施するために、規約の一部変更を行う必要がある。

## 2 変更の内容

令和8・9年度の2年間の時限措置として、保険料の軽減のため、次に掲げる東京都後期高齢者医療広域連合の経費を関係区市町村の一般会計で負担すること（附則第5項関係）。

- (1) 審査支払手数料相当額の100パーセント
- (2) 財政安定化基金拠出金相当額の100パーセント
- (3) 保険料未収金補填分相当額の100パーセント
- (4) 保険料所得割額減額分相当額の100パーセント
- (5) 葬祭費相当額の100パーセント

## 3 規約変更に伴う負担金の見込額（令和8・9年度の2か年度分）

	区市町村全体	うち葛飾区負担分
審査支払手数料相当額	76億円	2.70億円
財政安定化基金拠出金相当額	0億円	0億円
保険料未収金補填分相当額	53億円	1.25億円
保険料所得割額減額分相当額	5億円	0.22億円
葬祭費相当額	98億円	3.68億円
合 計	232億円	7.85億円

## 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正前	改正後																
<p>第1条～第19条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>令和6年度分及び令和7年度分</u>の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p style="margin-left: 20px;">「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。」</p> <p>とあるのは、</p> <p style="margin-left: 20px;">「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費</p>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	<p>第1条～第19条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>令和8年度分及び令和9年度分</u>の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p style="margin-left: 20px;">「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。」</p> <p>とあるのは、</p> <p style="margin-left: 20px;">「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費</p>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント																

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和6年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。」

とする。

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和8年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。」

とする。

附 則（令和8年3月31日東京都知事届出）

（施行期日）

- 1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和8年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和7年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

別表第 1 ・ 別表第 2 (略)

別表第 1 ・ 別表第 2 (略)

## 福祉施設等への物価高騰緊急対策費助成について

福祉管理課  
 介護保険課  
 子育て施設支援課  
 児童相談課

物価高騰・エネルギー価格高騰に直面する区内福祉施設等の負担軽減に向けた緊急対策として、都の助成対象外施設等に支援を行うもの

### 1 助成対象施設・事業

#### (1) 福祉施設

ア 高齢・介護施設【入所】	37 施設
イ 介護サービス事業所【通所・訪問】	114 施設

#### (2) 保育施設等

ア 保育施設・保育事業	207 施設
イ 認可外保育施設	9 施設
ウ 教育施設・預かり保育事業	60 施設

#### (3) 児童養護施設等

ア 児童養護施設等	64 施設
イ 里親・ファミリーホーム	19 家庭・4 施設
ウ 一時保護委託	10 施設

### 2 助成内容

東京都が物価高騰緊急対策事業を拡充したことに伴い、令和8年1月から令和8年6月までを助成対象期間とし、助成対象施設・事業の種別に応じて、以下の費用を助成する。

- (1) ア、(2) 及び (3) : 光熱費及び食材費
- (1) イ : (通所系) 燃料費、光熱費及び食材費  
 (訪問系) 燃料費及び光熱費

なお、対象施設及び金額については、原則、都の事業内容と同等とする。

### 3 予算措置 (令和7年度第五次補正予算案に計上)

(1) 福祉施設	歳入 :	0 円	歳出 :	42,543 千円
(2) 保育施設等	歳入 :	62,254 千円	歳出 :	72,612 千円
(3) 児童養護施設等	歳入 :	0 円	歳出 :	7,453 千円

#### 4 スケジュール（予定）

令和8年3月以降に対象施設・事業所に本事業を周知の上、1月から3月分については3月以降に、4月から6月分については6月以降に実績報告書に基づき順次支払う。

なお、児童養護施設等については、施設等からの請求又は支弁に基づき支払う。

#### 5 その他

助成対象施設・事業等の詳細については、別紙のとおり

福祉施設等への物価高騰緊急対策費助成について

【別紙】

区分		助成対象施設・事業	施設数	助成内容 (以下の計算式から各月の補助額を算出し、6か月分を支給)	予算措置 (補正予算案に計上)
福祉施設	高齢・介護施設 【入所】	特別養護老人ホーム(地域密着型) 認知症高齢者グループホーム 軽費老人ホーム(地域密着型)	1 35 1 <u>計37</u>	光熱費・食材費支援 5,923円×入所者数	
	高齢・介護施設 【通所・訪問】	小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 通所介護・療養通所介護(地域密着型) 認知症対応型通所介護 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5 1 99 5 1 3 <u>計114</u>	【通所系】 燃料費・光熱費・食材費支援 1,607円×定員数 【訪問系】 燃料費・光熱費支援 987円×利用者数	※1 【歳入】 0円 【歳出】 42,543千円
保育施設等	保育施設 ・ 保育事業	認可保育所 幼保連携型認定こども園(2号、3号) 小規模保育事業所 家庭的保育事業所 認証保育所 一時預かり事業・定期利用保育事業 多様な他者との関わりの機会の創出事業	87 7 15 12 8 39 39 <u>計207</u> ※2	光熱費・食材費支援 【保育施設】 1,215円×在籍児童数 【保育事業】 49円×延べ利用児童数	【歳入】 58,964千円 【歳出】 58,964千円
	認可外保育施設	認可外保育施設(指導監督基準を満たす旨の証明書交付施設)※3	9	光熱費・食材費支援 18,000円	※4 【歳入】 486千円 【歳出】 972千円
	教育施設 ・ 預かり保育事業	幼保連携型認定こども園(1号) 幼稚園型認定こども園 幼稚園 預かり保育事業	7 3 20 30 <u>計60</u> ※5	光熱費・食材費支援 【幼保連携型認定こども園(1号)・幼稚園型認定こども園(1号)】 802円×在籍児童数 【幼稚園型認定こども園(2号、3号)】 1,215円×在籍児童数 【幼稚園】 401円×在籍児童数 【預かり保育事業】 25円×延べ利用児童数	※6 【歳入】 2,804千円 【歳出】 12,676千円

区分		助成対象施設・事業	施設数	助成内容 (以下の計算式から各月の補助額を算出し、6か月分を支給)	予算措置 (補正予算案に計上)	
					【歳入】	【歳出】
児童養護施設等	児童養護施設等	児童養護施設(児童自立生活援助事業所Ⅱ型含む) 乳児院 自立援助ホーム	52 6 6 計64	光熱費・食材費支援 5,645円×区措置児童数	※7 【歳入】	0円 6,165千円
	里親 ・ ファミリーホーム	里親(児童自立生活援助事業所Ⅲ型含む) ファミリーホーム	19 4 計23	光熱費・食材費支援 5,645円×区措置児童数	【歳入】	0円
	一時保護委託	児童一時保護委託施設	10	光熱費・食材費支援 5,645円×区委託児童数	【歳出】	1,288千円

※1 東京都の補助対象外となる地域密着型施設を葛飾区が独自に補助(なお、予算及び助成内容は、現時点の東京都の資料に基づき積算)

※2 令和8年度は、家庭的保育事業所11園、一時預かり・定期利用保育事業40園

※3 補助条件:補助対象期間の開設月数(月10日以上児童預かりをしていること)が3か月以上の施設。指導監督基準の適合状況に係る自己点検の実施

※4 令和8年4月から6月の東京都事業の実施が未確定のため、歳入については令和8年1月から3月分のみ計上

※5 令和8年度は、幼稚園型認定こども園4園、幼稚園19園

※6 幼保連携型認定こども園(1号)以外は、葛飾区が独自で補助。保育施設と教育施設の預かり時間を考慮し、補助単価を設定

※7 江戸川区措置費共同経理課(児童相談所を設置する特別区において構成)が施設からの請求に基づき支払い、区は江戸川区に負担金を支払う。

## 乳幼児健康診査の実施場所の変更について

青戸保健センター  
金町保健センター  
子ども家庭支援課

## 1 概要

現在、乳幼児健康診査は医師会から派遣された医師によって、青戸保健センター、金町保健センター、水元保健センター、新小岩保健センター、南綾瀬地区センター、子ども未来プラザ鎌倉、子ども未来プラザ東四つ木（令和6年1月開始）の区内7か所で集団方式を主として実施している。しかしながら、医師会から小児科医の確保が困難であるとの要望を受け、協議を重ねた結果、一部区域の実施場所の変更を行うもの

## 2 変更内容

## (1) 対象となる区域と乳幼児健康診査

東立石、四つ木（1～4丁目）、東四つ木区域の3～4か月児健康診査と3歳児健康診査の対象者の実施場所を子ども未来プラザ東四つ木（東四つ木二丁目15番11号）から青戸保健センター（青戸四丁目15番14号）へ変更する。

なお、乳幼児健康診査は、事前連絡により、どの区域の方でも他の実施場所への変更が可能である。

## (2) 参考

子ども未来プラザ東四つ木で実施している保健事業

事業名	令和7年度	令和8年度
3～4か月児健康診査	子ども未来プラザ 東四つ木	青戸保健センター
ハッピーバースデー すくすく歯科健診（1歳児）	子ども未来プラザ 東四つ木	子ども未来プラザ 東四つ木
1歳6か月児歯科健康診査	子ども未来プラザ 東四つ木	子ども未来プラザ 東四つ木
3歳児健康診査	子ども未来プラザ 東四つ木	青戸保健センター
のびのび測定 （保健師・栄養士の個別相談）	子ども未来プラザ 東四つ木	子ども未来プラザ 東四つ木
ぴよぴよの会（子ども未来プラザ、保育園との合同事業で実施）	子ども未来プラザ 東四つ木	子ども未来プラザ 東四つ木

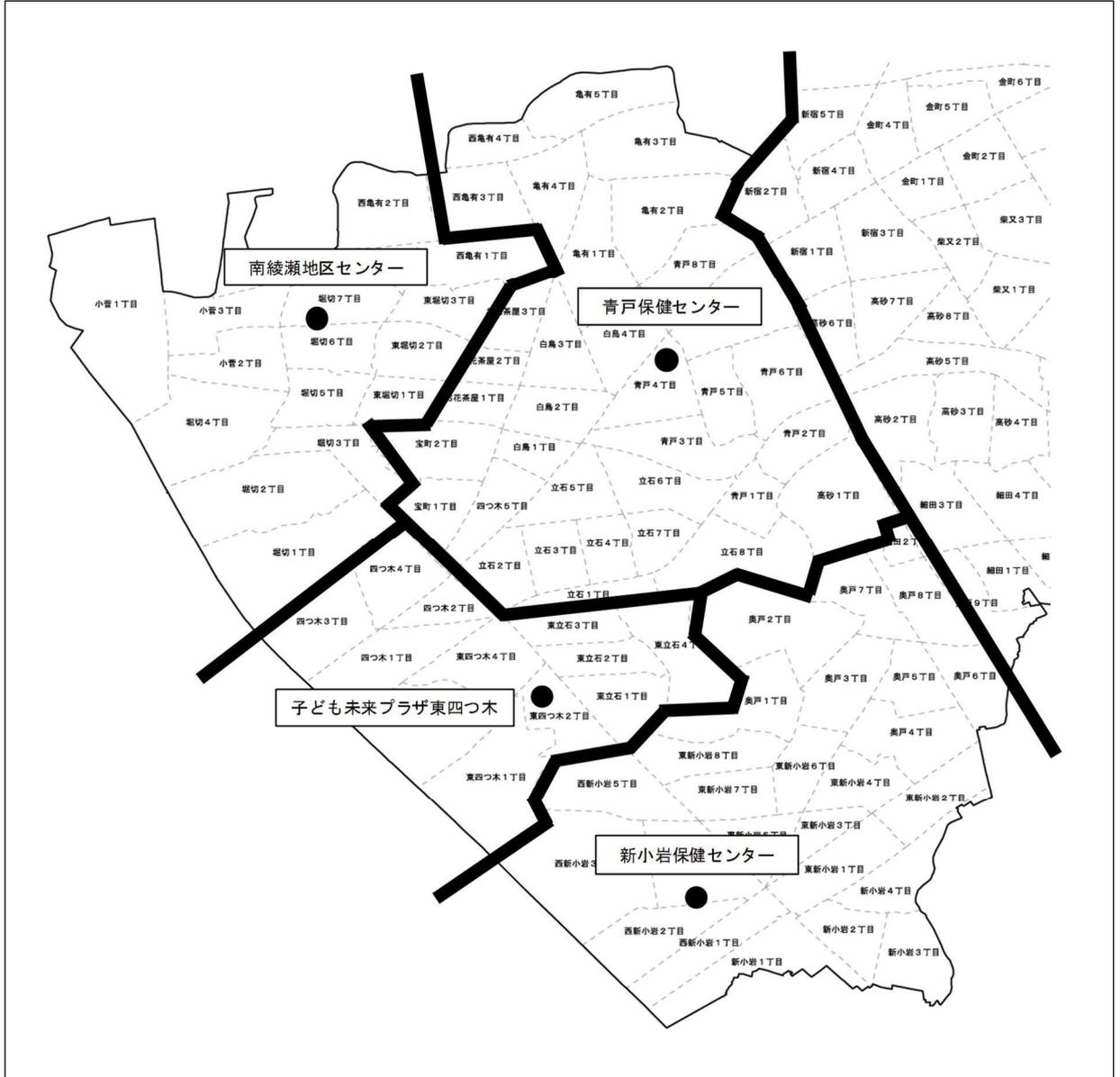
## 3 変更時期

令和8年4月（予定）

#### 4 周知方法

- (1) 乳幼児健康診査対象者へ個別に通知するとともに広報かつしか及び区公式ホームページに掲載する。
- (2) 葛飾区医師会、歯科医師会など関係団体に周知する。

#### 5 対象となる区域（地図）



## 産婦健康診査及び 1 か月児健康診査に係る都内共通受診方式の導入について

青戸保健センター  
金町保健センター  
子ども家庭支援課

## 1 概要

現在、契約医療機関において実施されている産婦健康診査を、生後 1 か月児健康診査（以下、「1 か月児健康診査」という。）の開始と合わせて、東京都内共通の受診方式に切り替えて実施する。

このことにより、各種健康診査受診の利便性が向上し、産後うつの予防や新生児への虐待予防等、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

## 2 対象者

## (1) 産婦健康診査

原則、産後 2 か月以内の産婦

## (2) 1 か月児健康診査

原則、出生日を 0 日とし、生後 28 日から、生後 41 日までの乳児

## 3 実施方法について

## (1) 産婦健康診査

回数 対象者 1 人につき 2 回以内

公費負担額 5,000 円を上限とする。

## (2) 1 か月児健康診査

回数 対象期間中、乳児 1 人につき 1 回のみ

公費負担額 6,000 円を上限とする。

## (3) 受診可能な施設

ア 東京都内の医療機関（産婦健康診査及び 1 か月児健康診査）

イ 東京都内で分娩を取り扱う助産所（産婦健康診査のみ）

## 4 予算措置（令和 8 年度当初予算案に計上）

## (1) 歳入

ア 産婦健康診査 12,076 千円

（内訳）

母子保健医療対策総合支援事業費（国補助）7,802 千円

とうきょうママパパ応援事業費（都補助）4,274 千円

イ 1 か月児健康診査

母子保健医療対策総合支援事業費（国補助）4,950 千円

(2) 歳出

- ア 産婦健康診査 16,351 千円
- イ 1 か月児健康診査 10,415 千円

5 開始時期

令和8年10月受診分から開始する。

6 周知方法

- (1) 受診票を母と子の保健バッグに同封するとともに、すでに母子健康手帳交付済みの方には個別送付する。
- (2) 葛飾区医師会その他の関係団体へ周知する。

一般庶務報告 N o . 1
福 祉 部
令和 8 年 2 月 1 8 日

## 葛飾区認知症施策推進計画（案）について

高齢者支援課

- 1 葛飾区認知症施策推進計画（素案）に対する区民意見提出手続き（パブリック・コメント手続）の実施結果について  
別紙 1 のとおり
- 2 葛飾区認知症施策推進計画（素案）からの主な変更点について  
別紙 2 のとおり
- 3 葛飾区認知症施策推進計画（案）  
別紙 3 のとおり
- 4 計画策定時期  
令和 8 年 3 月（予定）

## 葛飾区認知症施策推進計画（素案）に対する区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）の実施結果について

葛飾区認知症施策推進計画の策定に当たり、区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）を実施したため、結果を報告するもの

### 1 閲覧・意見提出期間

令和7年12月15日（月）～令和8年1月13日（火）

### 2 閲覧資料

葛飾区認知症施策推進計画（素案）

### 3 閲覧場所

区政情報コーナー、区民事務所（6か所）、区民サービスコーナー（3か所）、図書館（中央館、地域館、地区館。改修工事中の図書館を除く12か所。中央図書館は令和8年1月3日（土）から13日（火）まで）、男女平等推進センター、福祉管理課・くらしのまるごと相談課、福祉総合窓口、高齢者総合相談センター（14か所）、シニア活動支援センター、ウェルピアかつしか、東生活課、健康プラザかつしか、保健センター（3か所）、葛飾区社会福祉協議会 計47か所

また、区公式ホームページから閲覧できるようにした。

### 4 提出された意見

意見提出者1人、意見数1件

うち、子どもへの意見聴取で提出された意見提出者0人、意見数0件

### 5 提出された意見の内訳

高齢者施策について 1件

### 6 提出された意見と区のお考え方

別添のとおり

葛飾区認知症施策推進計画（素案）に対する区民の意見と区の考え方

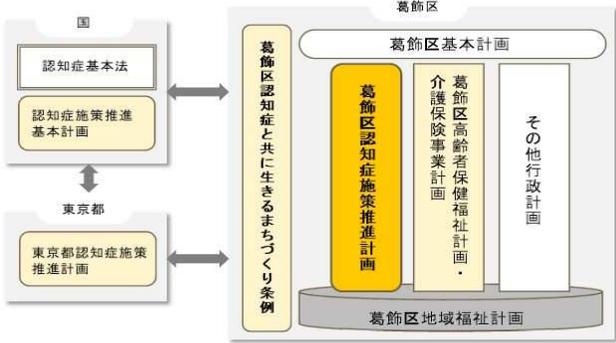
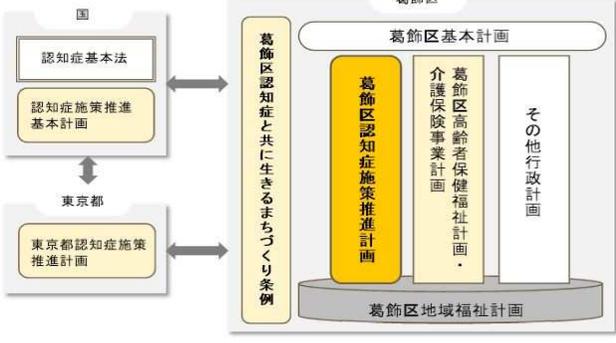
【取扱いについて】

◎：計画案に意見を反映するもの

○：計画（素案）に入っているもの

□：意見・要望として伺うもの

No.	関連する素案の箇所	意見の要旨	取扱い	区の考え方
1	第4章 施策の展開	デイサービスなど施設の誘致強化が必要です。家族だけで対応するのは負担が大きく、自助には限界があります。	□	区では、介護保険事業計画等で高齢者介護施設の整備を重点事業として位置付け、居宅要介護者を支えるための、在宅サービスの基盤整備の充実を図ってまいりました。今後も高齢者が必要なサービスを利用できるよう、介護サービス量の実績や見込み等を踏まえ、適切に施策を進めていきます。

No.	ページ	該当箇所	素案	案
1	2ページ	第1章 計画策定について 3 計画の位置付け	<p>本計画は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に定める「市町村認知症施策推進計画」として、国や東京都の関連計画、区他計画との調和を保ちつつ策定しています。</p> 	<p>本計画は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に定める「市町村認知症施策推進計画」として、国や東京都の関連計画、区他計画との調和を保ちつつ策定しています。</p>  <p>また、「葛飾区基本計画」では、SDGs の理念を取り入れており、本計画もこの方針に基づき、SDGs の目標を踏まえて策定しています。</p>
2	36～57ページ	第4章 施策の展開	<p>●活動量● 認知症サポーター養成講座の受講者数（うち、若年層の受講者数） 若年層に対しても認知症サポーター養成講座の受講を推進し、全ての年代が認知症についての知識を持ち、地域でサポートできる体制をつくります。</p>	<p>●評価・活動指標● 認知症サポーター養成講座の受講者数（うち、若年層の受講者数） 若年層に対しても認知症サポーター養成講座の受講を推進し、全ての年代が認知症についての知識を持ち、地域でサポートできる体制をつくります。</p> <p>※重点施策ごとに設定している「活動量」をすべて「評価・活動指標」に変更しました。</p>
3	62ページ	コラム4 葛飾区の認知症普及啓発事業紹介	<p>●認知症サポーター養成講座● 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症のある方やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を育成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組んでいます。</p>	<p>●認知症サポーター養成講座● 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症のある方やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を育成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組んでいます。</p> <p>「認知症サポーターキャラバン」とは、認知症を理解し、認知症のある方や家族を温かく見守り、支援する認知症サポーターを1人でも増やし、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの取組です。</p>  <p>「ロバ隊長」は、「認知症サポーターキャラバン」のマスコットです。ロバのように急がず、しかし一歩一歩確実に、キャラバンも進んでいきます。</p> 

(仮称) 葛飾区認知症施策推進計画 (案)

かつしかで、いつまでも  
ともに考え、ともに生きる認知症

令和〇年〇月

葛飾区

# 目次

<b>第1章 計画策定について</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画期間.....	1
3 計画の位置付け.....	2
4 計画の推進.....	2
<b>コラム1 新しい認知症観とは</b> .....	<b>3</b>
<b>第2章 認知症を取り巻く状況と課題</b> .....	<b>4</b>
1 国の状況.....	4
2 東京都の状況.....	11
3 区の状況.....	12
4 認知症に関する課題.....	27
5 現状と課題の総括.....	29
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>30</b>
1 基本理念.....	30
2 基本目標.....	31
3 施策の体系.....	32
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>35</b>
基本目標1 誰もが認知症を知り、地域で支える.....	35
重点施策1 認知症への理解促進.....	35
重点施策2 地域のサポート体制の推進.....	37
基本目標2 認知症になっても自分らしく、尊厳と希望を持ち、安心して暮らす .....	39
重点施策3 認知症のある方への意思決定支援及び権利擁護.....	39
重点施策4 認知症のある方及び家族等の地域への参画と意思表示支援.....	42
重点施策5 認知症のある方や家族に対する相談体制・支援の充実.....	44
重点施策6 ケアの質の向上.....	50
基本目標3 早期に気付き、適切な支援につなげる.....	51
重点施策7 早期発見、早期支援.....	51
重点施策8 認知機能低下予防.....	53

コラム2	葛飾区見守り協定事業者に聞いてみました！	58
コラム3	民生委員・児童委員の取組	60
コラム4	葛飾区の認知症普及啓発事業紹介	61
資料編		63
1	認知症に関する意識・意向調査	63
2	認知症高齢者家族等ヒアリング	64



# 第1章

## 計画策定について

---

### 1 計画策定の趣旨

令和6（2024）年1月、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行され、第1条において、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することが明記されました。

この法律に基づき、国は令和6（2024）年12月に認知症施策推進基本計画、東京都は令和7（2025）年3月に東京都認知症施策推進計画を策定し、共生社会の実現に向けた取組を進めることとなりました。

葛飾区（以下「区」という。）では、（仮称）葛飾区認知症と共に生きるまちづくり条例を制定し、認知症のある方の意思が尊重され、その人らしく生きられる地域共生社会の実現に向けた基本理念を定め、取組を進めることとなりました。

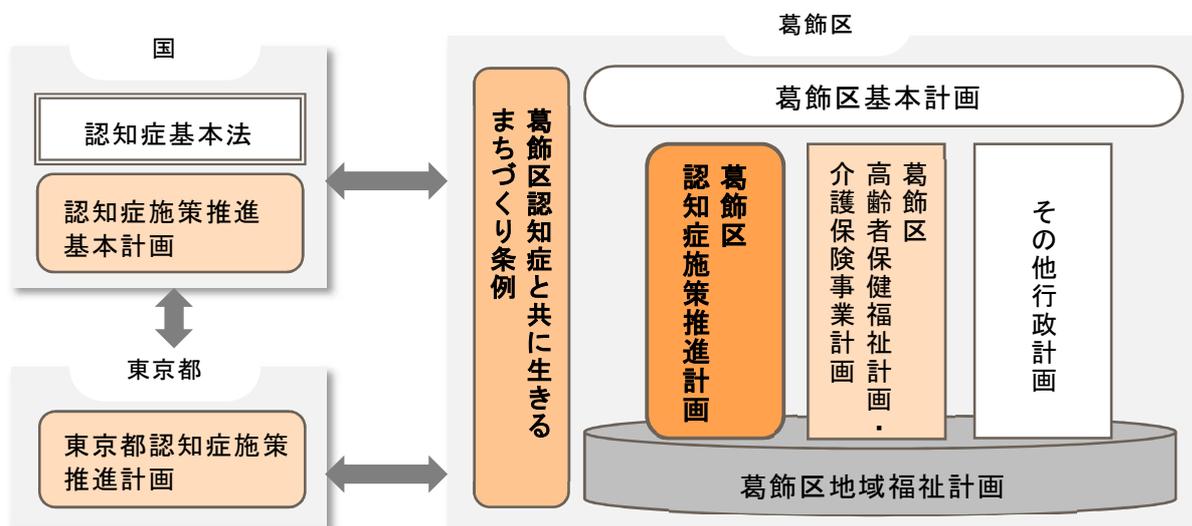
この条例に基づき、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、（仮称）葛飾区認知症施策推進計画を策定するものです。

### 2 計画期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間

### 3 計画の位置付け

本計画は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に定める「市町村認知症施策推進計画」として、国や東京都の関連計画、区の他計画との調和を保ちつつ策定しています。



また、「葛飾区基本計画」では、SDGsの理念を取り入れており、本計画もこの方針に基づき、SDGsの目標を踏まえて策定しています。



### 4 計画の推進

区は、認知症のある方及びその家族並びに関係機関と連携し、計画に定める取組を推進するとともに、それぞれの取組の進行管理や課題の検討を行います。

#### (1) 葛飾区認知症施策推進庁内連携会議の運営

庁内で連携体制を確認するための「葛飾区認知症施策推進庁内連携会議」を設置し、庁内の調整を行います。

#### (2) 葛飾区認知症施策推進委員会の運営

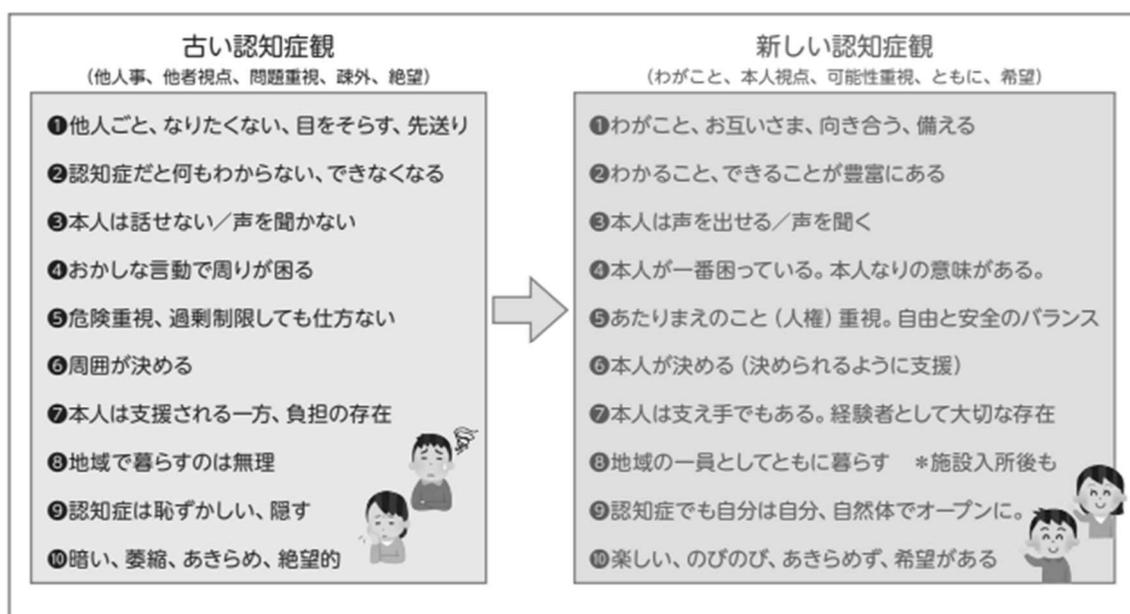
学識経験者、認知症のある方及びその家族、医師会等からなる「葛飾区認知症施策推進委員会」を設置し、様々な立場の委員から幅広く意見を伺い、計画を推進していきます。

# 新しい認知症観とは

令和6(2024)年1月に施行された「認知症基本法(正式名称:共生社会の実現を推進するための認知症基本法)」では、「新しい認知症観」という言葉が使われています。

認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人ができることや、やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方です。

認知症のある方を単に支える対象としてとらえるのではなく、認知症のある方を含めた国民一人一人が、その個性と能力を十分に発揮しながら、共に支え合って生きることが重要です。



〔本人の声を起点とした認知症地域支援体制づくりガイド (H29年度厚労省老健事業)〕をもとに東京センター作図)

図 新しい認知症観への転換を

認知症地域支援推進員活動ガイド 2023年3月版 p.6(社会福祉法人浴風会 認知症介護研究・研修東京センター)より引用



## 第2章

### 認知症を取り巻く状況と課題

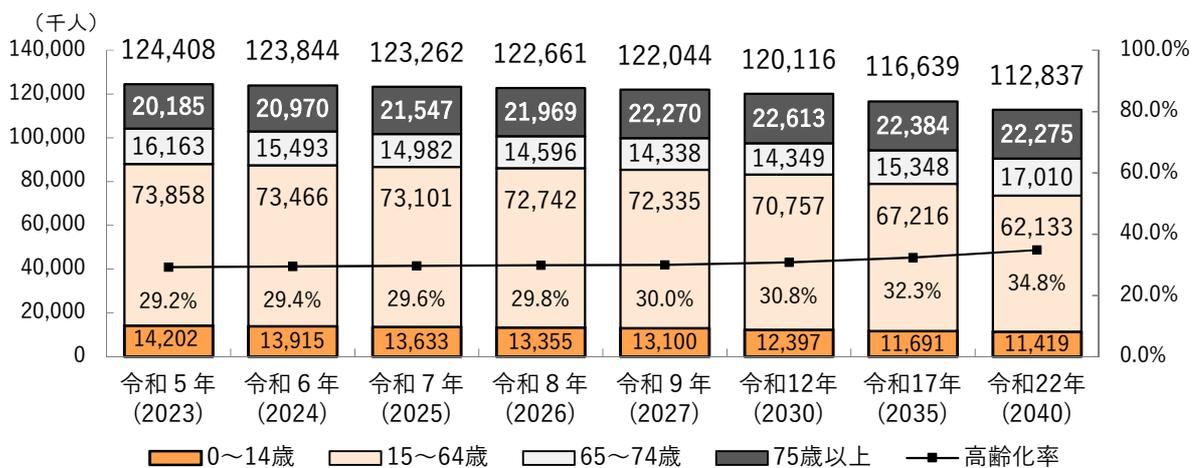
#### 1 国の状況

##### (1) 人口と世帯数等の推移

###### ア 将来推計人口

総務省統計局の人口推計によると、令和6（2024）年6月1日における国内の総人口は約1億2,398万人です。このうち、65歳以上の高齢者数は3,626万人を数え、高齢化率は29.2%となっています。

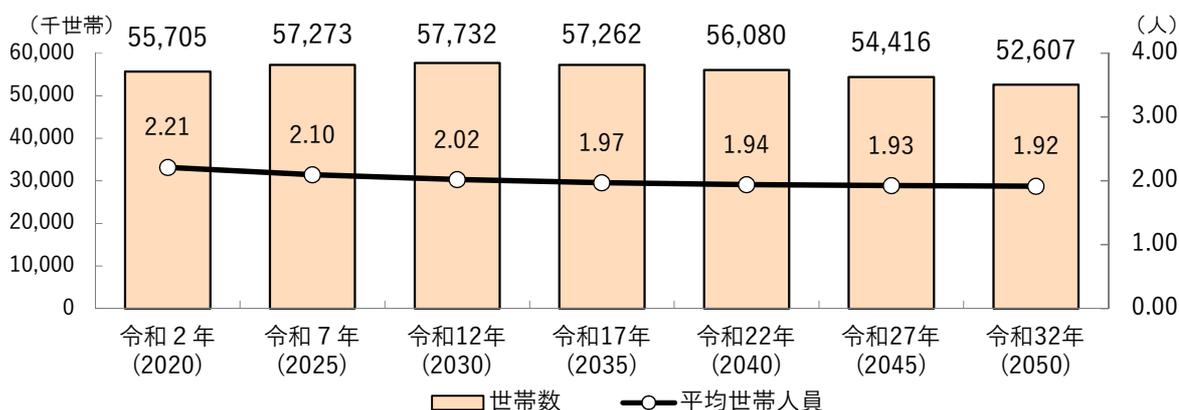
国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（令和5（2023）年推計）」では、令和22（2040）年には国内の人口が約1億1,284万人になると予測しており、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口が減少する一方で、65歳以上の高齢者人口が増加し、高齢化率は令和8（2026）年には29.8%、令和22（2040）年には34.8%まで上昇する見込みとなっています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5（2023）年推計）」  
（各年10月1日時点）

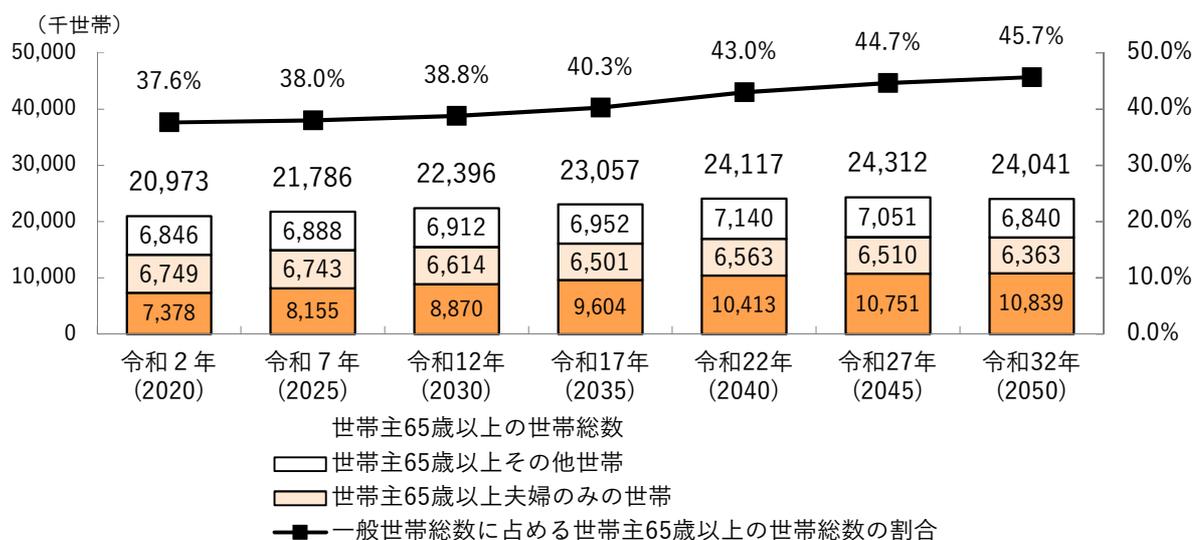
## イ 世帯の状況

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の世帯数の将来推計（令和6（2024）年推計）」によると、国内の世帯数は令和12（2030）年に約5,773万世帯まで増加しますが、以降は減少して令和32（2050）年には約5,261万世帯になる見込みです。「世帯の単独化」が進み、平均世帯人員は令和17（2035）年に2.0人を下回る見込みとなっています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（令和6（2024）年推計）」（各年10月1日時点）

世帯主が65歳以上の世帯数は、令和2（2020）年の約2,097万世帯から令和32（2050）年には約2,404万世帯まで増加すると見込まれています。特に単独世帯の増加が大きく、令和2（2020）年の約738万世帯から令和32（2050）年には約1,084万世帯に達すると予測されています。一般世帯数に占める世帯主65歳以上世帯の割合は、令和2（2020）年の37.6%から令和32（2050）年には45.7%まで上昇する見込みです。

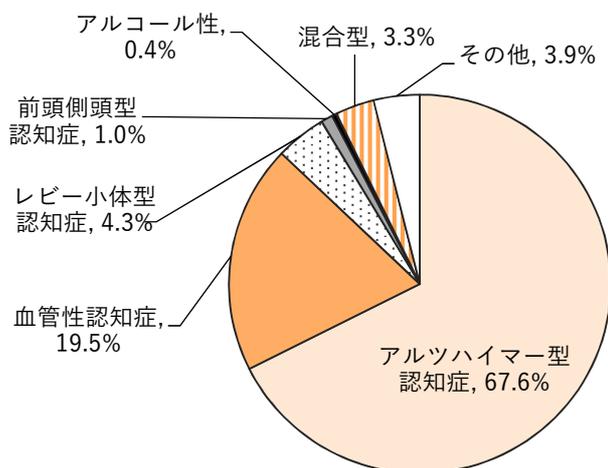


資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（令和6（2024）年推計）」（各年10月1日時点）

## (2) 認知症高齢者数等の推計

認知症は、様々な脳の病気により、脳の神経細胞の働きが徐々に低下し、認知機能（記憶、判断力など）が低下して、社会生活に支障を来した状態をいいます。

認知症の原因となる病気について、代表的なものは以下のとおりです。



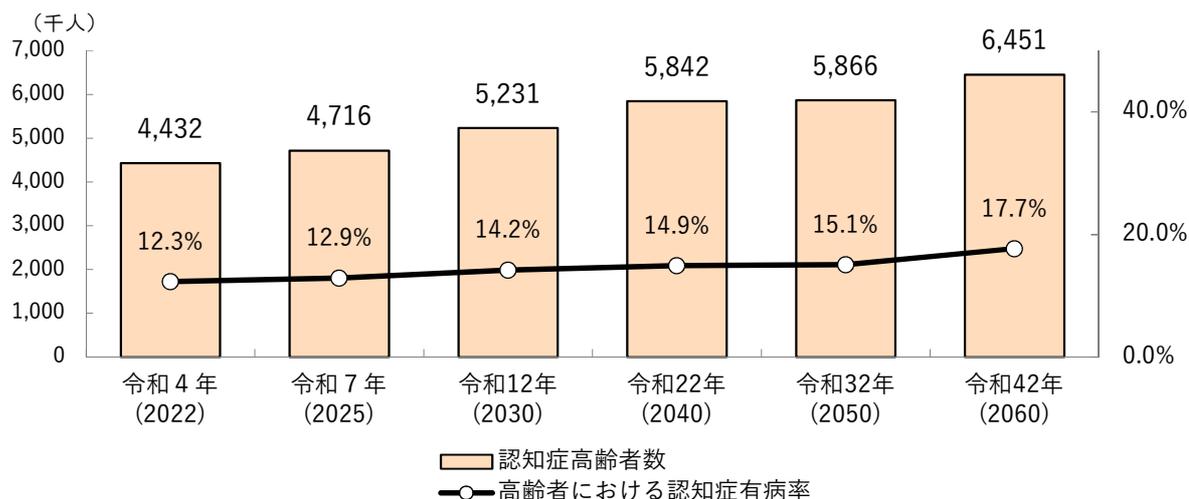
資料：厚生労働省「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能への障害への対応」  
(平成 25 (2013) 年 5 月報告)

認知症では、もの忘れ(記憶)、理解・判断力などの認知機能の障害に加え、「BPSD (認知症の行動・心理症状)」と呼ばれる不安や抑うつ、怒りやすくなることや攻撃的になる(暴言・暴力)、徘徊や妄想、幻覚などの症状も見られます。

認知症の早期発見・早期対応により、適切な医療・介護等が受けられる環境を整えるとともに、認知症のことを知る、理解を深めることが大切です。

急速な高齢化の進展に伴い、国内の認知症のある方の人数は増加しています。厚生労働省の「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」によると、令和4（2022）年の認知症の高齢者数は約443万人と推計され、認知症の有病率が今後も一定と仮定すると、令和22（2040）年にはその人数が約584万人となると推計されています。

認知症の有病率は、令和4年（2022）の12.3%から令和42年（2060）には17.7%へと上昇する見込みです。



資料：厚生労働省「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」（令和5（2023）年度）

※2022年の4地域（福岡県久山町、石川県中島町、愛媛県中山町、島根県海士町）から得られた認知症者の性年齢階級別有病率が2025年以降も一定と仮定し、国立社会保障・人口問題研究所、日本の将来推計人口：性年齢階級別人口分布・出生中位（死亡中位）推計を用いて推計

また、令和4（2022）年の軽度認知障害（MCI：Mild Cognitive Impairment）の高齢者数は約559万人と推計されています。軽度認知障害は、同じ年代の人と比べて認知レベルが低下しているが日常生活を基本的には正常に送ることができる、もの忘れはあるが認知症ではない、認知症の前段階ととらえることができます。認知症及び軽度認知障害の合計は1,000万人を超え、高齢者の約3.6人に1人が認知症又はその予備群といえる状況にあります。

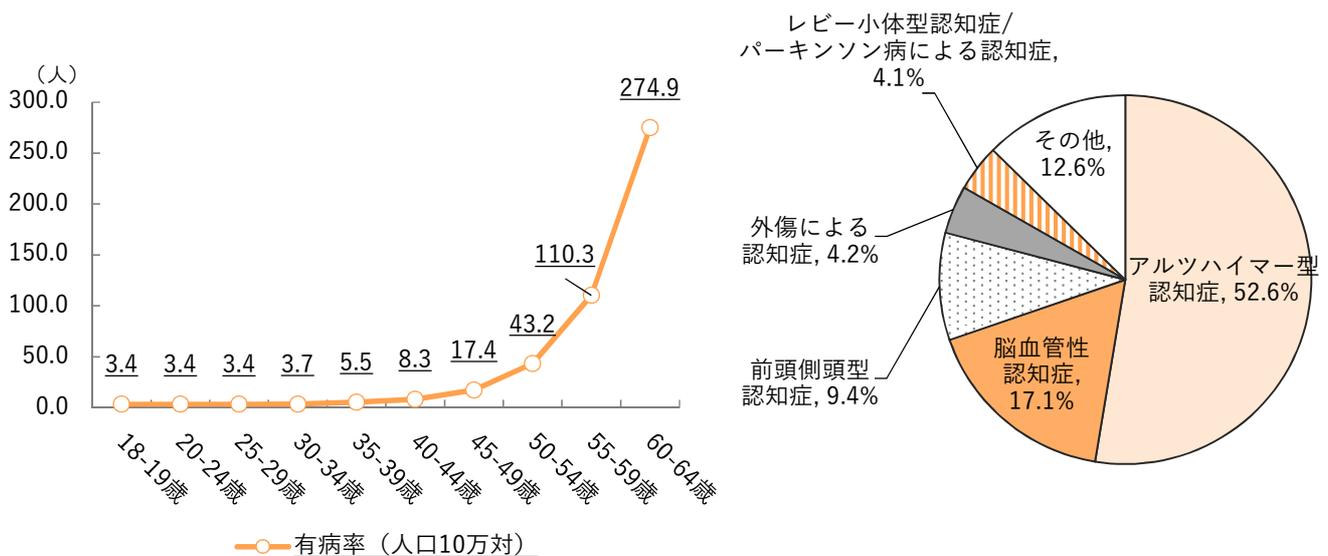
軽度認知障害の有病率が今後も一定と仮定すると、令和22（2040）年には約613万人となり、高齢者の約3.3人に1人が認知症又は軽度認知障害になると見込まれています。

### (3) 若年性認知症者数の推計

認知症は、一般的には高齢者に多く発症しますが、65歳未満で発症した場合、「若年性認知症」とされます。日本医療研究開発機構（AMED）認知症研究開発事業による「若年性認知症の有病率・生活実態把握と多元的データ共有システムの開発」（令和2年3月）によると国内の若年性認知症の人数は35,710人と推計されています。人口10万人当たりの有病率は50.9人で、男性に多い傾向があり、発症年齢は平均で54.4歳です。

有病率は年齢が上がるにつれて増加し、18～19歳から40～44歳までは人口10万対で3.4～8.3人と低い水準にとどまるものの、45～49歳以降から顕著に上昇し、60～64歳では274.9人に達するとされています。

認知症の原因としては、アルツハイマー型認知症が最も多く52.6%を占め、次いで脳血管性認知症が17.1%、前頭側頭型認知症が9.4%と続き、その他の疾患や外傷、レビー小体型認知症・パーキンソン病による認知症も一定割合存在します。



資料：日本医療研究開発機構（AMED）認知症研究開発事業による「若年性認知症の有病率・生活実態把握と多元的データ共有システムの開発」（令和2（2020）年3月）

#### (4) 認知症施策に関する国の動向

国では、認知症のある方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、以下の施策を推進しています。

##### ア 「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)

団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を見据え、認知症のある方を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症のある方に寄り添いながら、認知症のある方が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境を整備することが求められています。このため、平成27(2015)年1月27日に策定され、各自治体の第7期介護保険事業支援計画(平成30(2018)年度～令和2(2020)年度)の策定に合わせて平成29(2017)年7月に改定されました。7つの柱に沿って施策に取り組んでおり、認知症サポーターの人数や認知症初期集中支援チーム設置市町村数、認知症カフェ等の設置市町村数などを目標値として定めています。

##### 【具体的な施策(7つの柱)】

- ① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③ 若年性認知症施策の強化
- ④ 認知症の人の介護者への支援
- ⑤ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- ⑥ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
- ⑦ 認知症の人やその家族の視点の重視

##### イ 認知症施策推進大綱

(令和元(2019)年6月18日 認知症施策推進関係閣僚会議決定)

認知症は誰にとっても身近なものであり、認知症のある方や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進し、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指しています。「共生」は認知症のある方が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きることを、「予防」は「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という

意味です。

### **【具体的な施策】**

- ① 普及啓発・本人発信支援
- ② 予防
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

### **ウ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「認知症基本法」） （令和5（2023）年6月14日）**

認知症のある方を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現を目指して、令和6（2024）年1月1日に施行されました。これにより、認知症のある方が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部が設置され、認知症のある方や家族等により構成される認知症施策推進会議の意見を聴きながら、認知症施策推進基本計画が策定されました。計画期間は令和6（2024）年12月～令和11（2029）年度までのおおむね5年間です。

### **【認知症施策推進基本計画の基本的施策】**

- ① 認知症の人に関する国民の理解の増進等
- ② 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ③ 認知症の人の社会参加の機会の確保等
- ④ 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- ⑤ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- ⑥ 相談体制の整備等
- ⑦ 研究等の推進等
- ⑧ 認知症の予防等

## 2 東京都の状況

### (1) 認知症施策に関する東京都の動向

東京都では、認知症のある方を含めた都民一人一人が支え合いながら共生し、認知症のある方が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる東京の実現に向けて、以下の施策を推進しています。

#### ア 第9期東京都高齢者保健福祉計画

(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)

「認知症施策の総合的な推進」を重点分野に位置付け、認知症のある方が容態に応じて適切な医療・介護・生活支援等を受けられるよう、医療機関や介護サービス事業者等、様々な地域資源が連携したネットワークを構築することにより、認知症になっても安心して暮らせるまちの実現を目指しています。

#### イ 東京都認知症施策推進計画

(令和7(2025)年度～令和11(2029)年度)

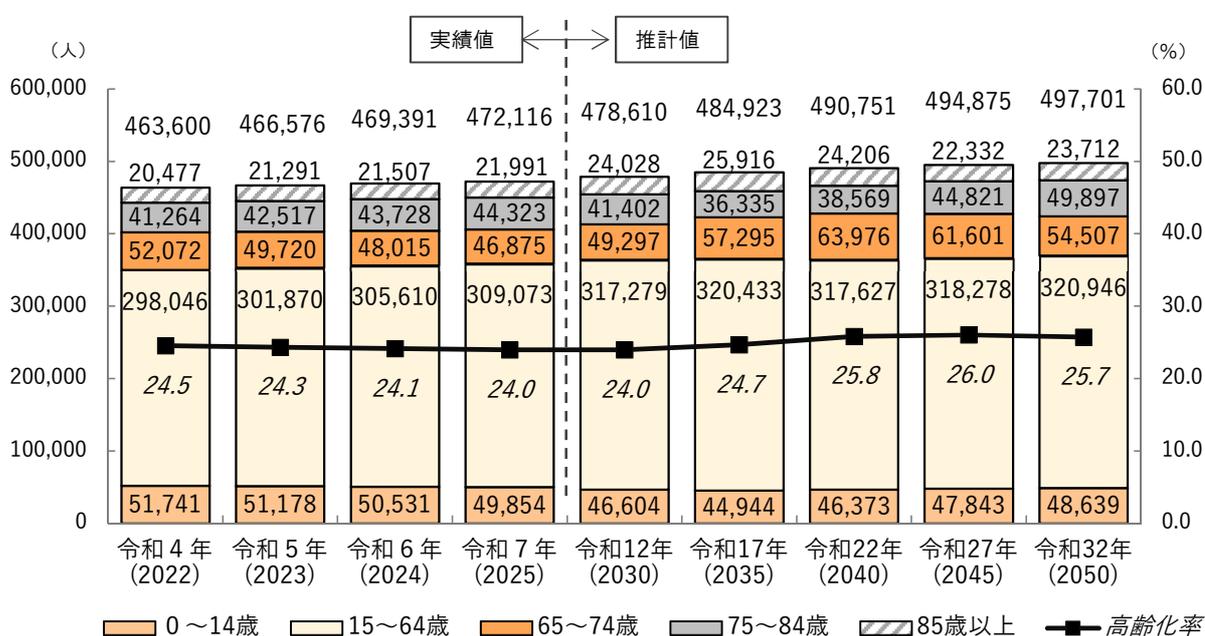
認知症基本法第12条に基づき、東京都の実情に即した計画が策定されました。

### 3 区の状況

#### (1) 人口と世帯数等の推移

##### ア 将来推計人口

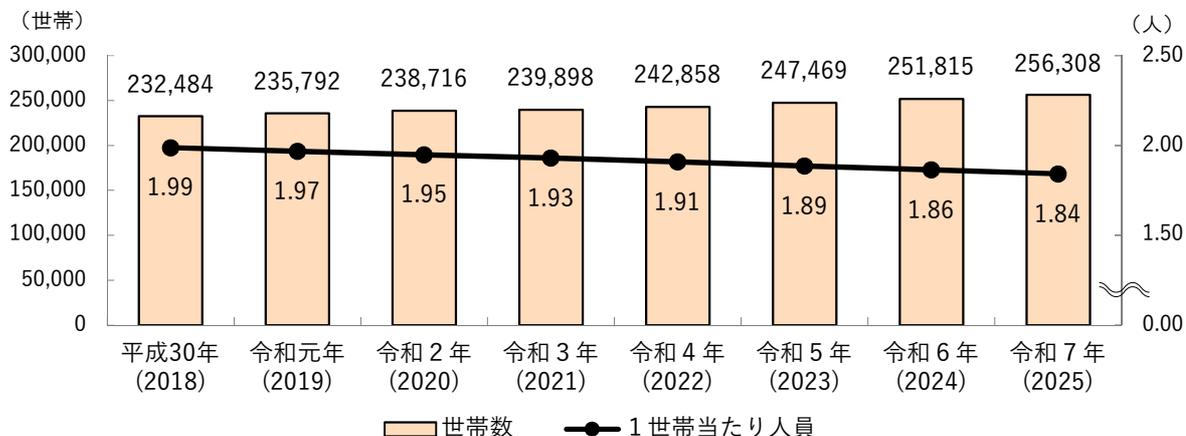
区の人口（住民基本台帳人口）は、令和7（2025）年7月1日現在で472,116人と、前年同月に比べて2,725人増加しています。令和7（2025）年の高齢化率は24.0%、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年には、高齢化率は25.8%となり、その後は75～84歳以上人口の増加が見込まれています。



資料：令和7（2025）年まで：葛飾区の世帯と人口（各年7月1日）  
令和8（2026）年以降：コーホート変化率法を用いて算出

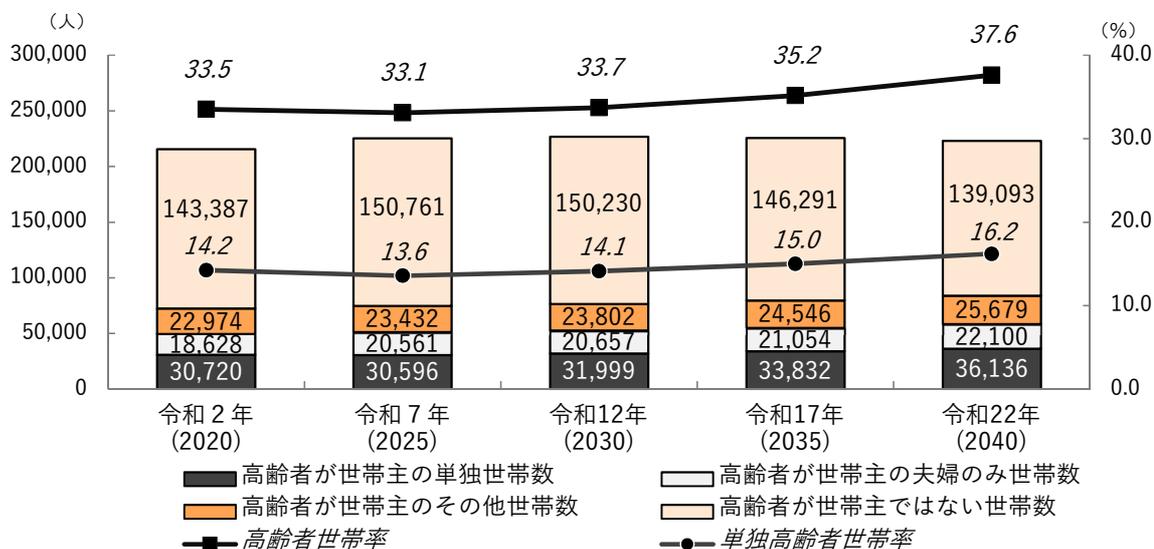
## イ 世帯の状況

世帯数は、令和7（2025）年7月1日現在で256,308世帯です。世帯数は増加傾向で推移していますが、1世帯当たり人員は減少しています。



資料：葛飾区の世帯と人口（各年7月1日）

令和2（2020）年の単独高齢者世帯の割合は14.2%で、令和7（2025）年には13.6%、令和22（2040）年には16.2%となる見込みとなっています。

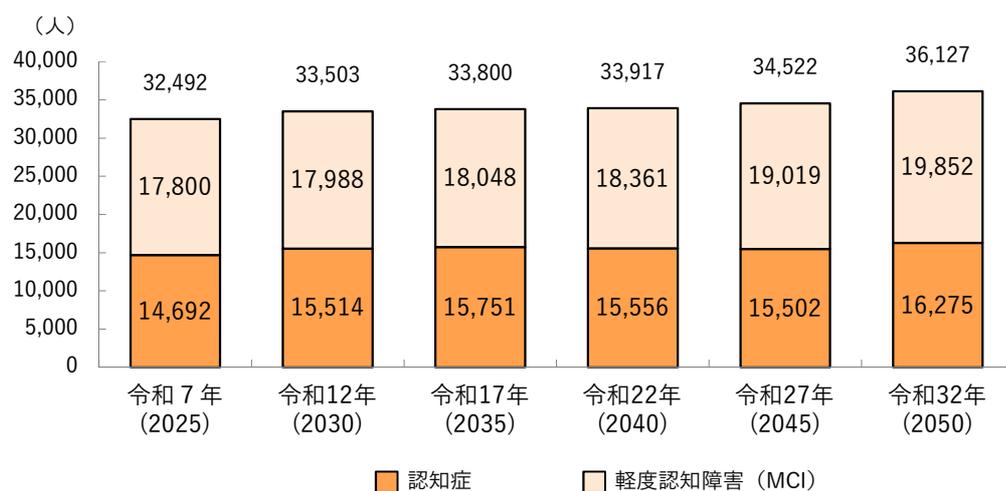


資料：東京都世帯数の予測 -統計データ-（令和6（2024）年3月）

## (2) 高齢者等の状況

### ア 認知症高齢者数の推計

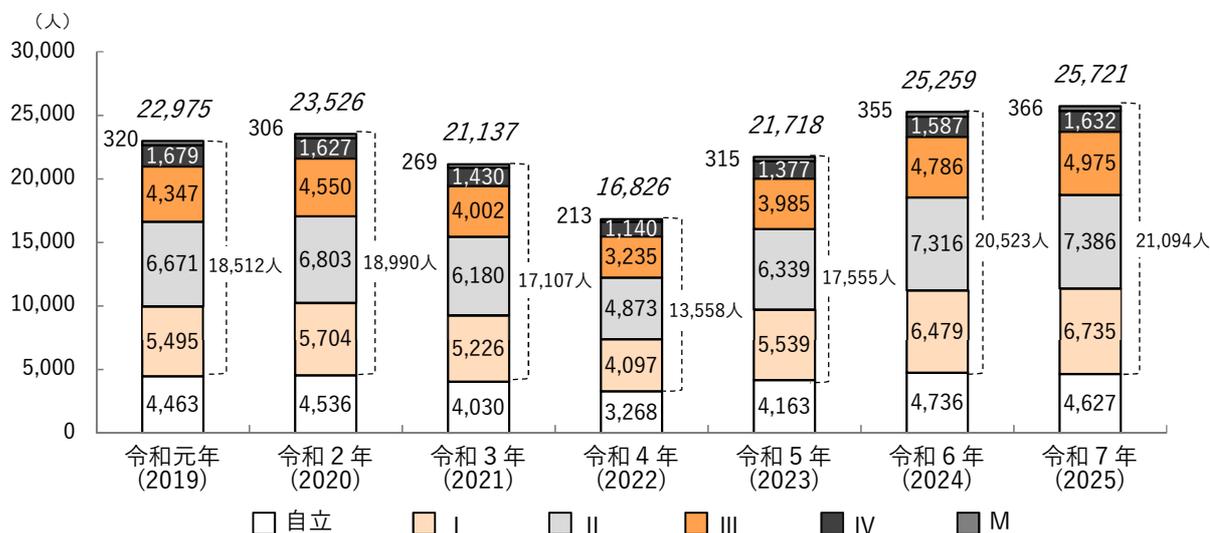
認知症高齢者数は、令和7(2025)年から、令和22(2040)年には864人増加、軽度認知障害(MCI)は561人増加する見込みとなっており、高齢者全体に占める認知症高齢者数の割合は約12%、軽度認知障害(MCI)を含めると約27%となることが予測されます。



資料：葛飾区の将来推計人口に、「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」(令和5年度老人保健事業推進費等補助金 九州大学 二宮利治教授)の有病率を用いて算出

## イ 高齢者の日常生活自立度

要支援・要介護認定者のうち何らかの認知症の症状を有する人（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ以上）は、令和7（2025）年3月31日現在で、21,094人です。

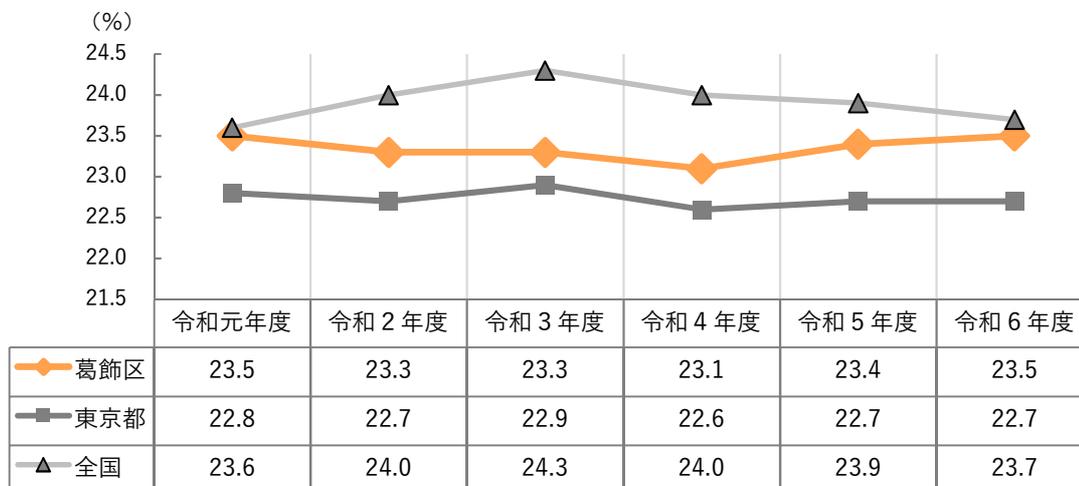


資料：介護保険課資料（各年3月31日）

- ※自立度Ⅰ：何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
- ※自立度Ⅱ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
- ※自立度Ⅲ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
- ※自立度Ⅳ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
- ※自立度M：著しい精神状態や問題行動あるいは重篤な心身疾患が見られ、専門医療を必要とする。
- ※新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活自立度の認定調査を経ていない、日常生活自立度「不明」の人数を除いている。
- ※集計値は介護認定調査時に提出された主治医意見書に記載の内容を集計したものであり、新型コロナウイルス感染症の特例措置で介護認定調査件数が減少したため、令和3（2021）年から令和5（2023）年までの数値は一時的に減少している。

## ウ 要支援・要介護認定者の認知症の有病割合の比較

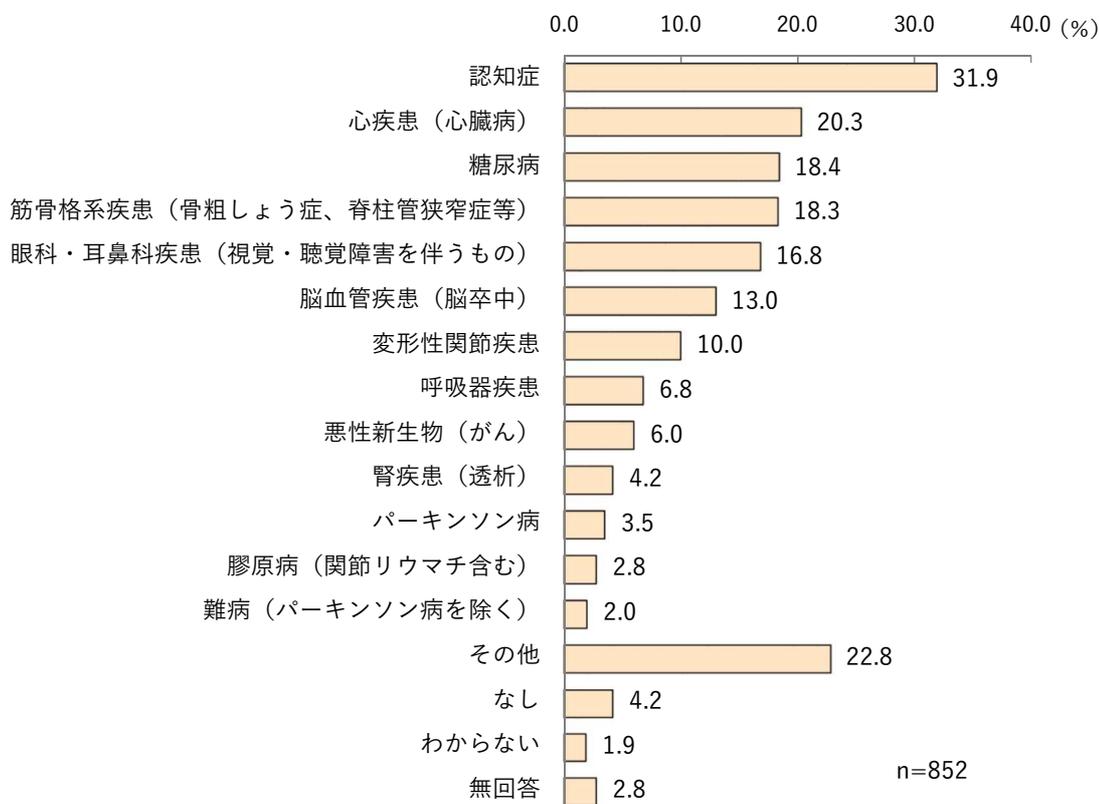
区の割合は、全国を下回っていますが、東京都を上回っています。



資料：地域包括ケア担当課資料（KDB「地域の全体像の把握」）

## エ 要介護1以上の人が抱えている傷病

在宅で生活をしている要介護1以上の認定を受けている方を対象として、令和6（2024）年度に実施した「在宅介護実態調査」では、現在抱えている傷病は「認知症」31.9%が最も高く、次いで「心疾患（心臓病）」20.3%、「糖尿病」18.4%と続いています。

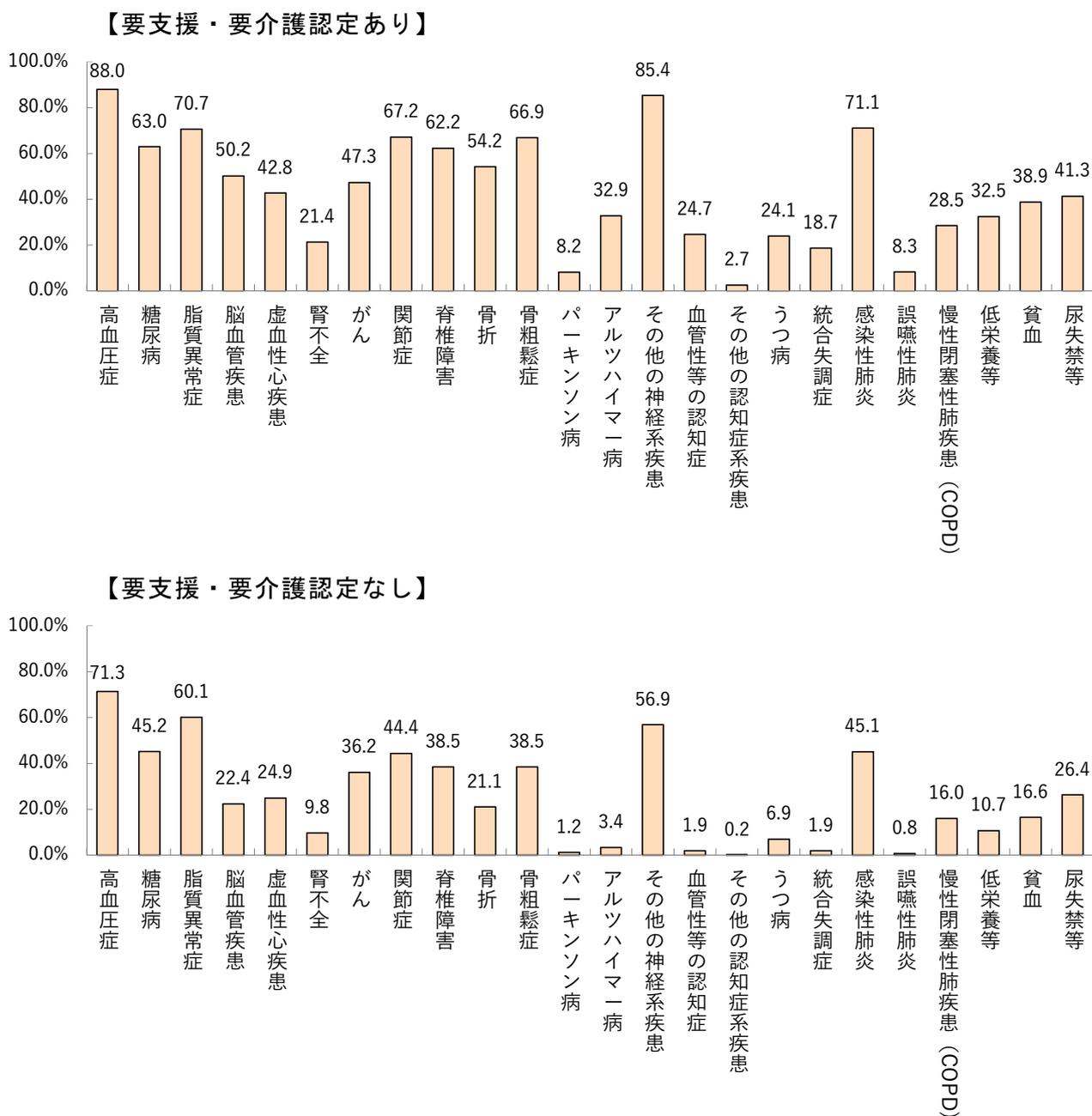


資料：令和6（2024）年度「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」結果報告書

## オ 要支援・要介護認定有無別の有病率（疾病別）

後期高齢者の医療（診察）と介護保険の状況を分析すると、要支援・要介護認定を受けた方で、認知症の原因となる疾病の有病率は「アルツハイマー病（アルツハイマー型認知症）」32.9%が最も高く、次いで「血管性等の認知症」24.7%が続いています。

一方、要支援・要介護認定を受けていない方にも、「アルツハイマー病（アルツハイマー型認知症）」3.4%、「血管性等の認知症」1.9%などの認知症の原因となる疾病が見られます。

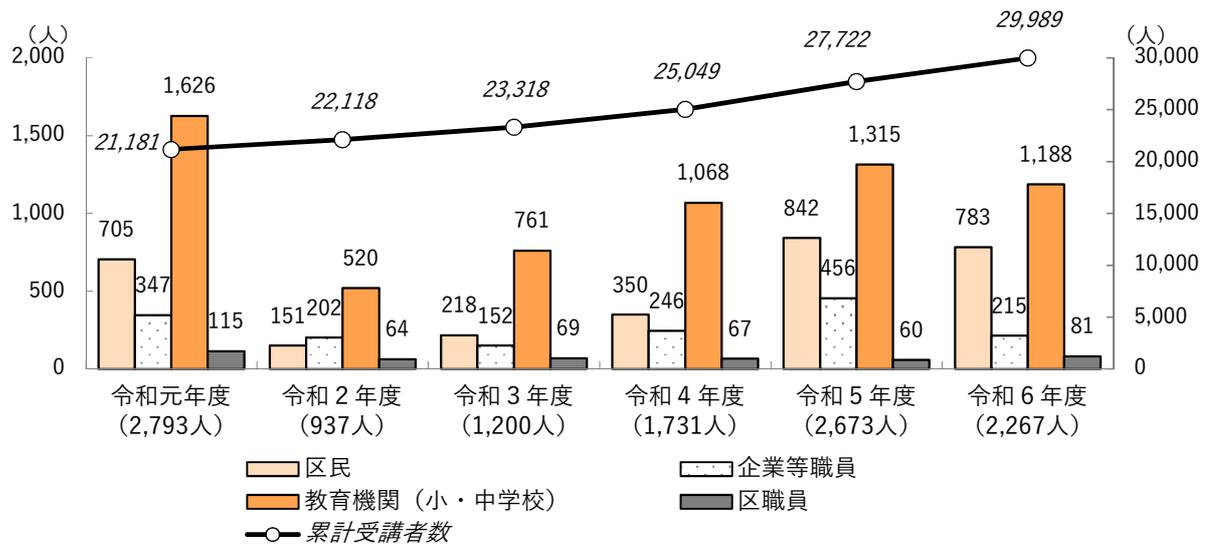


資料：地域包括ケア担当課資料（KDB「後期高齢者の医療（健診）・介護突合状況」令和7（2025）年3月診療分（令和7（2025）年7月作成）

### (3) 認知症サポーター養成講座及びもの忘れ予防健診

#### ア 認知症サポーター養成講座

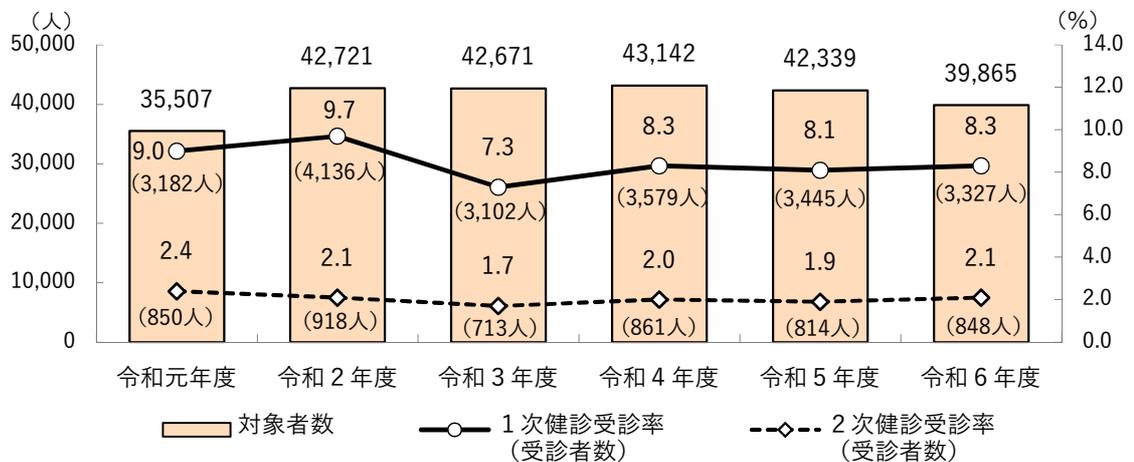
認知症サポーター養成講座の受講者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和2（2020）年度に減少しましたが、その後は増加傾向にあります。令和5（2023）年5月に新型コロナウイルス感染症は「5類感染症」に移行し、令和5（2023）年度の受講者数は令和元（2019）年度と同程度となりました。令和6（2024）年度末の累計受講者数は29,989人です。



資料：高齢者支援課資料（認知症サポーター養成講座受講者数）

#### イ もの忘れ予防健診

令和2（2020）年度から対象者年齢を68～75歳に拡大しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和3（2021）年度以降は受診率が減少傾向です。令和6（2024）年度の受診者数は3,327人で受診率は8.3%となっています。2次健診受診率は2%程度で推移しています。



資料：高齢者支援課資料（令和元（2019）年度の対象者年齢は68～72歳と75歳）

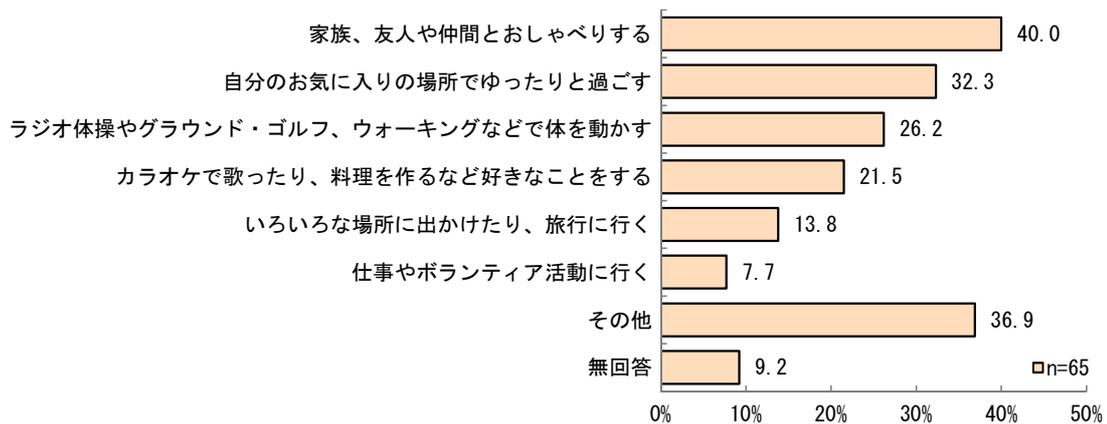
#### (4) 認知症に関する意識・意向調査結果の概要

認知症に関する認識や理解、社会参加の機会、そして望まれる施策について把握するために、満 18 歳以上の区民 2,900 人と、認知症のある方やその家族 100 人を対象に実施しました。

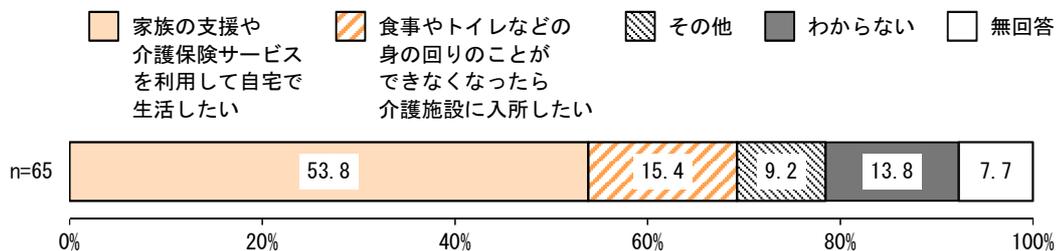
##### ア 認知症との診断を受けている方について

認知症と診断されている方々は、家族や友人との会話 (40.0%)、お気に入りの場所で過ごすこと (32.3%)、体を動かすこと (26.2%) を主な楽しみとしています (調査結果 1)。今後の生活については、53.8%の方が家族の支援や介護保険サービスを利用して自宅で生活することを希望しており (調査結果 2)、介護保険サービスについては 63.1%の方が「できるだけ利用したい」と積極的な意向を示しています (調査結果 3)。

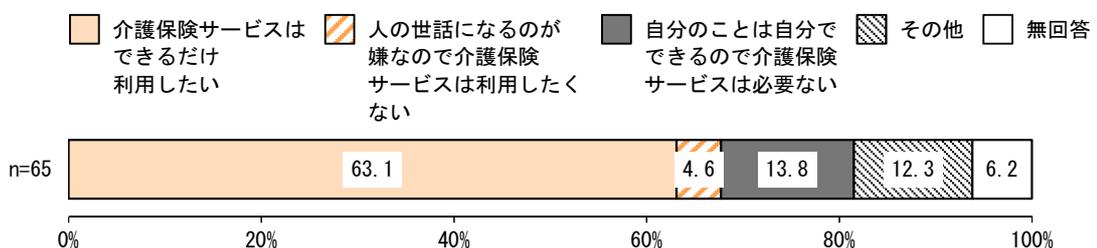
調査結果 1：現在、楽しみにしていること (複数回答)



調査結果 2：今後の生活について



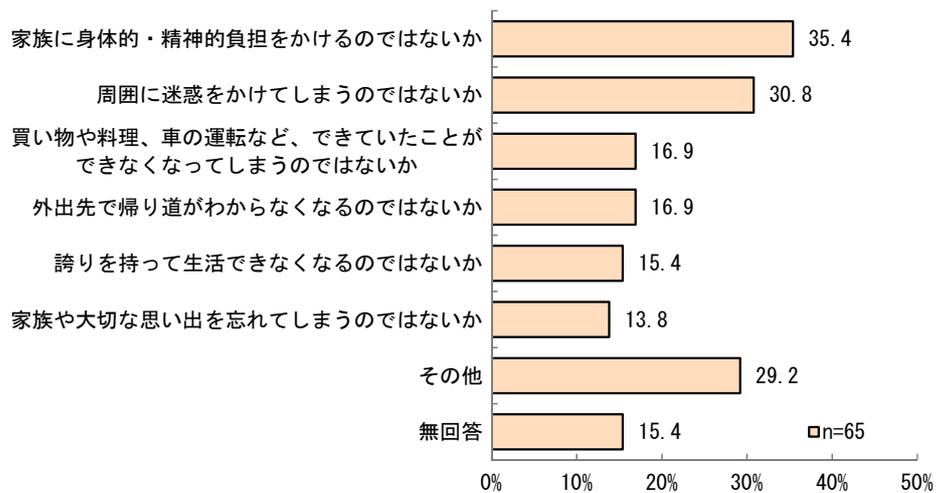
調査結果 3：介護保険サービスの利用について



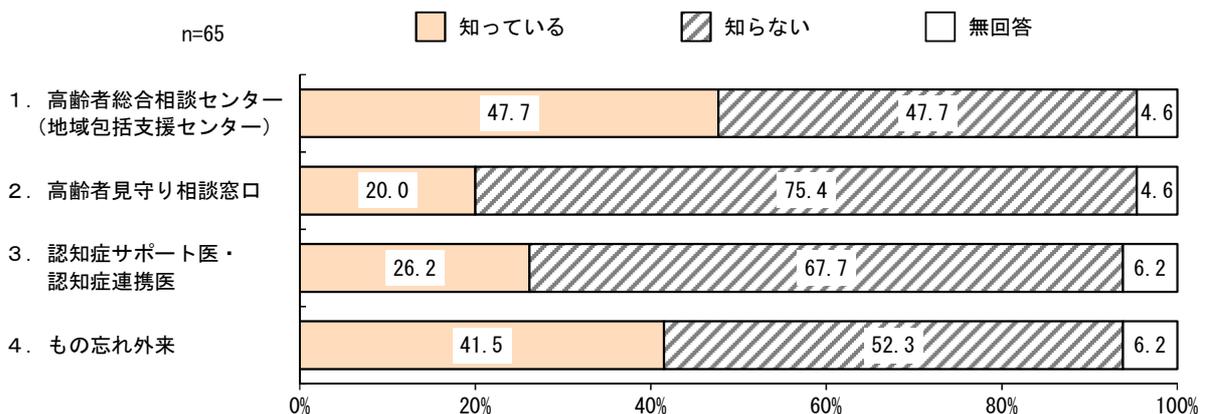
現在の不安としては、「家族に身体的・精神的負担をかけるのではないか」(35.4%)、「周囲に迷惑をかけてしまうのではないか」(30.8%)が上位を占めており、自身の能力低下や外出時の不安も挙げられています(調査結果4)。

認知症に関する相談窓口の認知度は、「高齢者総合相談センター」が47.7%、「もの忘れ外来」が41.5%と比較的高いものの、他の窓口の認知度はまだ十分とはいえません(調査結果5)。

調査結果4：現在の不安(複数回答)



調査結果5：認知症に関する相談窓口の認知度

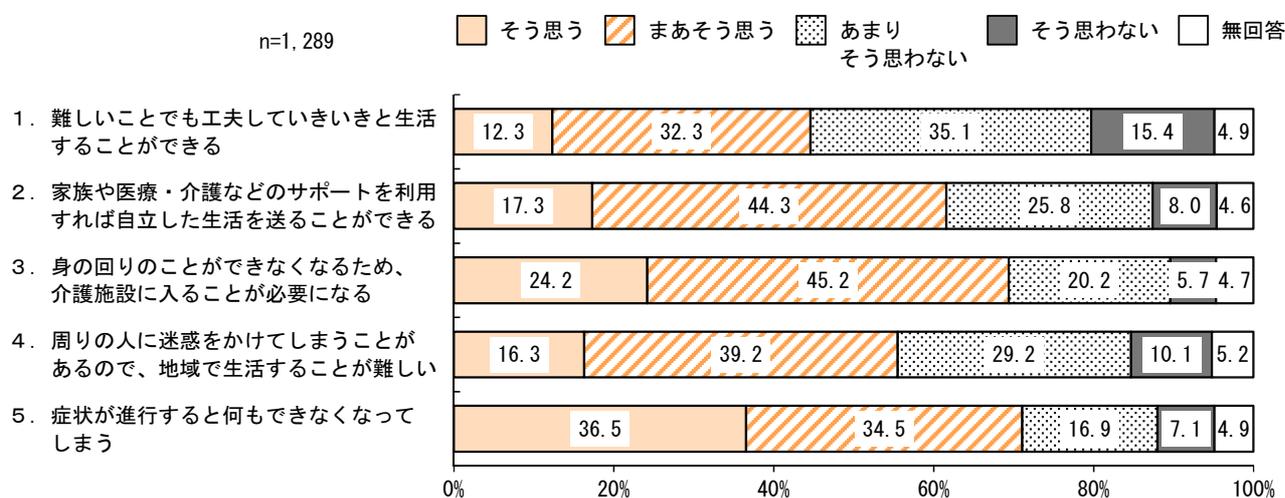


## イ 認知症との診断を受けていない方について

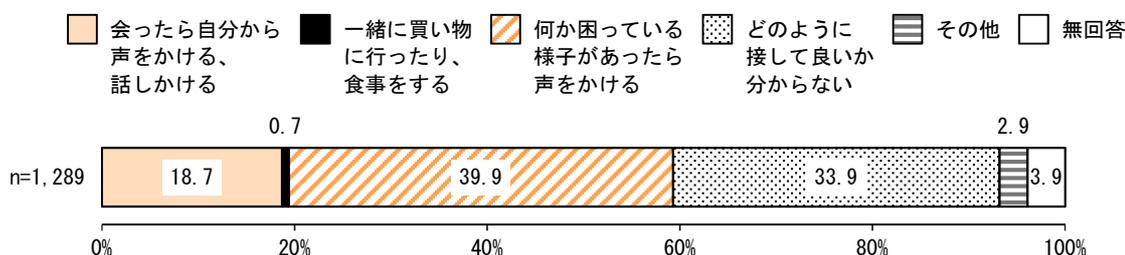
認知症に対するイメージは、「症状が進行すると何もできなくなってしまう」(71.0%)、「身の回りのことができなくなるため、介護施設に入ることが必要になる」(69.4%)といった否定的なものが根強く、約7割がそのように考えています。一方で、「家族や医療・介護のサポートがあれば自立した生活を送れる」と考える方も61.6%いました(調査結果6)。

認知症のある方が近所にいた場合の対応については、「困っている様子があったら声をかける」(39.9%)が最も多いものの、「どのように接して良いか分からない」(33.9%)と戸惑いの声も多くありました(調査結果7)。

調査結果6：認知症に対するイメージ



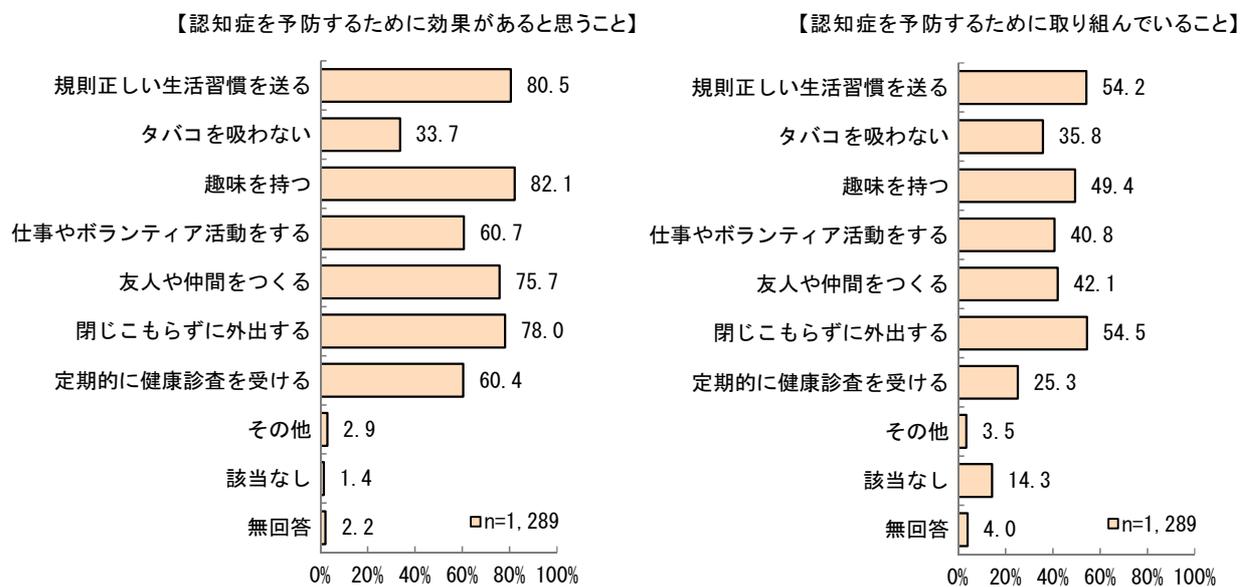
調査結果7：認知症のある方への対応



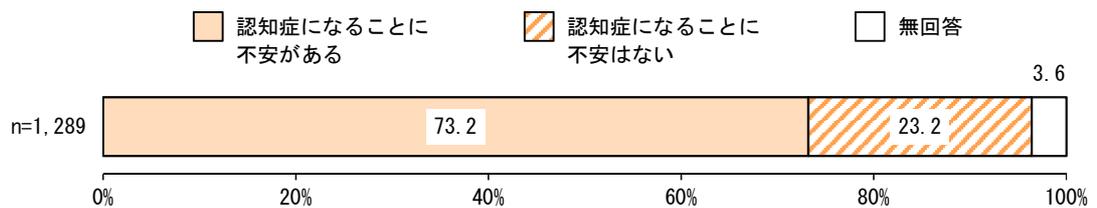
認知症予防については、「趣味を持つ」(82.1%)、「規則正しい生活習慣を送る」(80.5%)などが効果的であると認識されていますが、実際にそれらに取り組んでいる人の割合は半数程度(趣味を持つ49.4%、規則正しい生活習慣を送る54.2%)にとどまっており、意識と行動にギャップが見られます(調査結果8)。

自身の認知症発症への不安は73.2%と高いものの(調査結果9)、もし発症した場合、約8割(78.2%)の方が周囲に伝えることに抵抗がないと回答しました(調査結果10)。

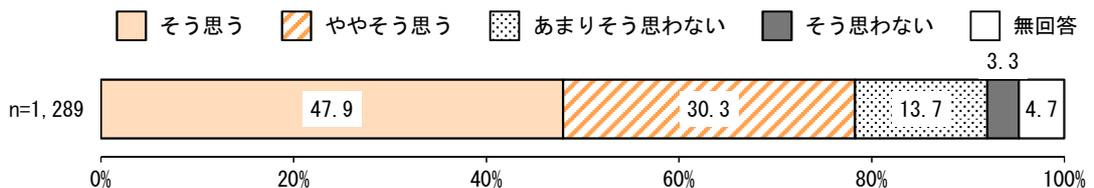
調査結果8：認知症予防について(複数回答)



調査結果9：認知症になることへの不安



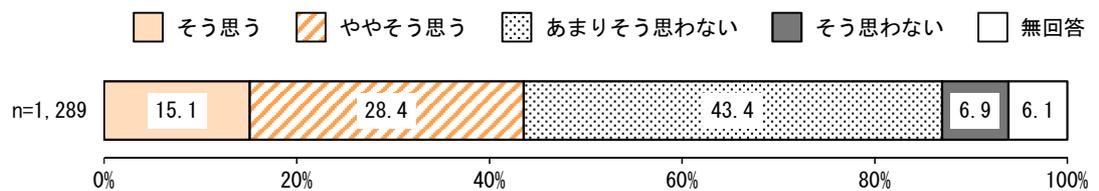
調査結果10：認知症になった場合、周囲に伝えてよいと思うか



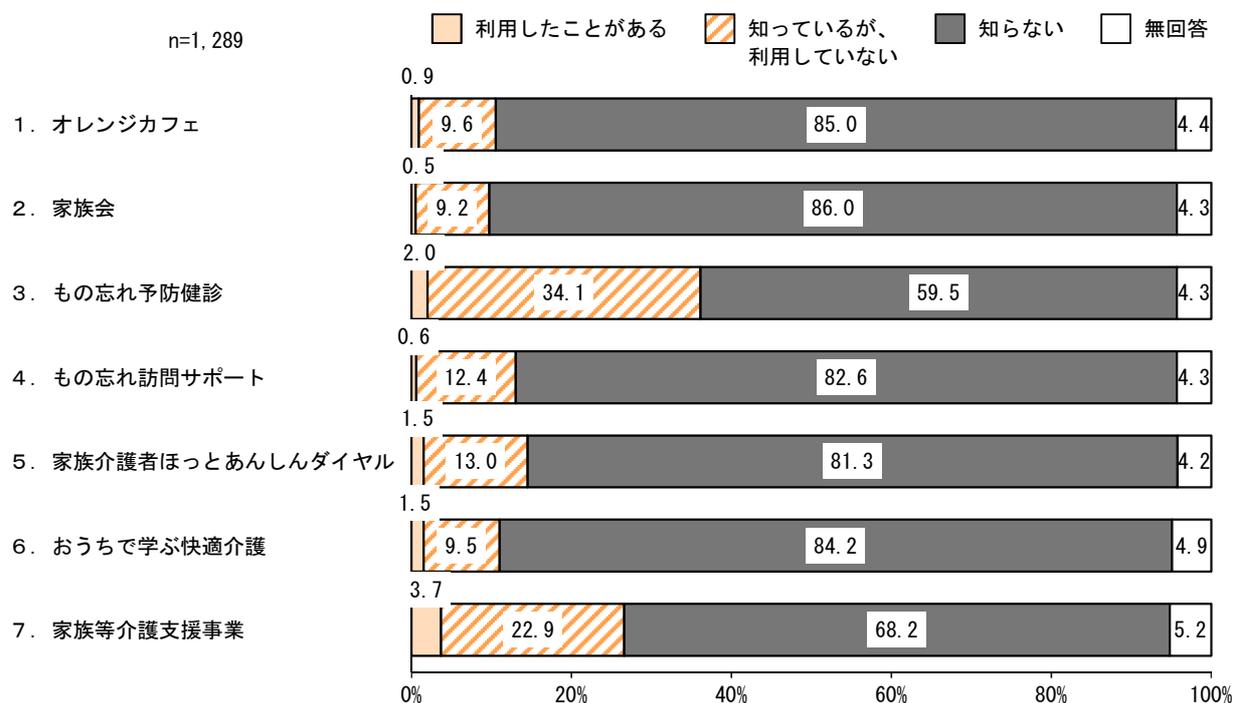
しかし、認知症のある方が地域社会の中で人格を持った一人の人間として尊重されていると思うかとの問いについては、50.3%の方が「そう思わない」と回答しており、課題がある現状が示されています（調査結果 11）。

区の認知症施策の利用状況は全体的に低く（オレンジカフェ 0.9%、もの忘れ予防健診 2.0%など）（調査結果 12）、相談窓口や病院、介護保険サービスなどの情報収集の仕組みや、正しい知識を持った支援者の養成が求められています（調査結果 13）。

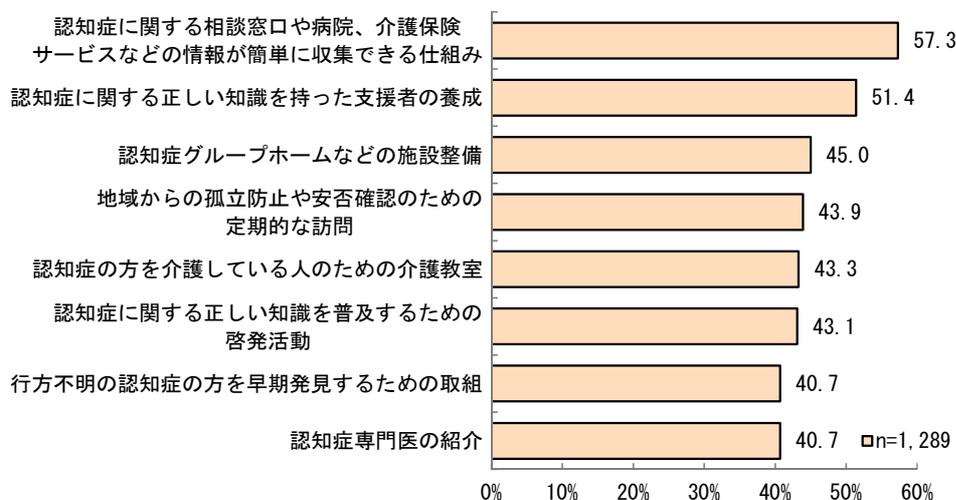
調査結果 11：認知症のある方が地域で尊重されていると思うか



調査結果 12：区の認知症施策の認知度及び利用状況



調査結果 13：今後充実してほしいこと（複数回答・上位7項目）



## （5）認知症高齢者家族等ヒアリング結果概要

### ア 認知症高齢者家族会へのヒアリングでの主な意見

認知症のある方々には、会話、飲食、運動、外出、音楽、仕事など、多様な「やりたいこと」や「楽しみ」があることが示されました。

しかし、家族は認知症のある方の性格変化、幻視、幻聴、物盗られ妄想、徘徊、受診拒否といった行動への対応に困惑しており、介護疲れ、プライベート時間の消失、就労制限などの大きな負担を抱えていることが明らかになりました。

区に対しては、生活保護担当部署や保健所などの部署間、社会福祉協議会や高齢者総合相談センターなどの関係機関との連携強化が強く求められています。また、家族が認知症に気付いた際の相談先が不明確であったり、求めている情報が区のホームページから見つけづらいといった意見や、認知症を早期に発見する取組の充実、イベントを通じた地域住民への普及啓発の強化、地域での支え合いを促進する取組の充実、そして認知症予防に関する情報発信の強化などが要望されました。

### イ 介護事業者へのヒアリングでの主な意見

介護現場では、職員が必ずしも認知症の対応に精通しているわけではなく、認知症のある方が希望する外出などの活動について、希望どおり行うことが難しい場合があるとの意見がありました。

事業者は、認知症のある方や施設への理解が地域住民に浸透していない

ため、ポジティブなイメージ形成に向けた区の取組を期待しています。また、地域全体で認知症への理解を深めるための普及啓発や、地域との連携強化、認知症予防に関する情報発信の強化が重要であるとの認識が示されました。

## (6) 認知症施策に関する区の動向

区では、区民一人一人が互いの人権を尊重し、認知症のある方もない方も安心して暮らせる地域共生社会の実現に向け、以下の計画等において認知症施策を位置付け、推進しています。

### ア 葛飾区基本計画（令和3（2021）年度～令和12（2030）年度）及び葛飾区中期実施計画（令和6（2024）年度～令和9（2027）年度）

葛飾区基本計画の健康・福祉分野において、政策6「高齢者支援」、施策3「高齢者要介護・自立支援」の中で、「高齢者が必要な介護や自立支援を受け、安心して生活できるようにします」として、認知症への支援に取り組んでいます。

葛飾区中期実施計画では、「認知症事業の充実」を計画事業に位置付け、幅広い世代に認知症への正しい理解を広める「普及啓発」、認知症を早期に発見し、適切な支援につなげる「早期発見・早期支援」、認知症により徘徊する方を早期に発見、保護することで高齢者の身体・生命の安全を守るとともに、万が一の事故等に備え家族の安心につなげる「認知症高齢者徘徊対策」に取り組み、地域全体で認知症のある方を支える仕組みを含め、認知症のある方やその家族を支援していく体制を強化します。

### イ 第9期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、基本目標2「いつまでも安心して暮らす」、施策2「認知症高齢者施策の充実」において、「認知症事業の充実」を計画・重点事業に位置付け、地域全体で認知症のある方を支える仕組みを含め、認知症のある方やその家族を支援していく体制の強化に取り組んでいます。

### ウ 第6期葛飾区高齢者虐待防止・養護者支援計画（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）

「被虐待者の認知症の症状」は高齢者虐待の発生要因の一つであり、認

知症の症状がある高齢者だけでなく、介護している家族等への支援が必要な背景があることから、「孤立しない地域づくり」「認知症対策の推進」「養護者支援の強化」を重点施策に位置付け、高齢者虐待の防止に取り組んでいます。

## エ 第2期葛飾区成年後見制度利用促進基本計画

(令和6(2024)年度～令和11(2029)年度)

成年後見制度の利用が必要な区民が必要な支援を受けられるよう、支援体制の整備や制度運用の促進を図ることによって、本人の社会参加を促進するとともに地域全体で支え合う地域共生社会の実現に取り組んでいます。

権利擁護支援の必要な方を早期に発見し、適切な支援につなげるとともに本人や後見人などの支援、本人の意思決定支援を土台とした身上保護や財産管理などの支援等を行います。

## オ 第2期葛飾区地域福祉計画(令和6(2024)年度～令和11(2029)年度)

全ての区民が地域で共に生活していく地域共生社会の実現に向けて、公民協働による地域福祉を推進しています。

基本目標1「区民の地域社会への参加促進と地域福祉の担い手づくり」の取組方針5として、障害のある方や認知症のある方など、様々な区民が地域社会に参加する取組の促進に取り組んでいます。

## カ 葛飾区人権施策推進指針(令和2(2020)年3月)

基本理念を「全ての政策・施策・事業を通じて、互いの人権を尊重し、平和で平等な社会を実現します」として、高齢者の権利擁護の取組の推進や虐待ゼロの地域社会づくり、地域の中で安心して暮らせる認知症共生社会を目指すことなどを施策の方向性に位置付けています。

## キ 第3次かつしか健康実現プラン

(令和7(2025)年度～令和12(2030)年度)

基本目標1「すべての区民の健康づくりの推進」、基本施策4「高齢者の健康づくり」において、高齢期になると加齢に伴い、筋力、食欲、認知機能など心身の活力が低下してフレイル状態になりやすくなることから、「高齢者の介護予防事業」「認知症施策の推進」を重点事業に位置付けています。

## ク 葛飾区移動等円滑化促進方針（令和7（2025）年度～令和12（2030）年度）

誰もが移動・利用しやすい「施設等のバリアフリーの推進」、相互理解と普及・広報・啓発による「心のバリアフリーの推進」及び全ての人に適切に情報を届ける「情報のバリアフリーの推進」という3つの基本方針と、それらに基づく取組を掲げ、区、施設管理者、交通事業者、道路管理者等の関係者が連携して、区全域のバリアフリーを推進しています。

## 4 認知症に関する課題

区は、今後の高齢化の進展と認知症高齢者の増加、国や都の動向を踏まえ、認知症に関する意識・意向調査（以下「意識・意向調査」という。）結果及び認知症高齢者家族会等ヒアリング（以下「ヒアリング」という。）結果等を分析した結果、次の8つの課題に対応していく必要があります。

### 課題1 認知症に対するネガティブなイメージの払拭

認知症に対して約7割の方が「症状が進行すると何もできなくなってしまう」「身の回りのことができなくなるため、介護施設に入ることが必要になる」といったネガティブなイメージを抱いており、特に若年層でその傾向が強く見られます。また、認知症のある方への接し方に戸惑う声が多く、地域において認知症への誤解や偏見が根強いことが示唆されています。全ての世代に対し、「新しい認知症観」に基づいた正しい知識を普及し、認知症に対する否定的なイメージを払拭していくことが必要です。

### 課題2 地域における認知症のある方と家族の孤立解消・支え合い体制の必要性

将来にわたる高齢者人口の増加、特に高齢者の単独世帯の増加は、地域における認知症のある方へのきめ細かな見守りや支援をより困難にする可能性があり、地域全体で認知症のある方とその家族を支える体制の整備が喫緊の課題となっています。介護疲れを訴える声も多く、介護者だけでなく、身近な人同士の支え合いを可能とする地域基盤の強化が求められています。

### 課題3 認知症のある方の意思決定支援と権利擁護の必要性

意識・意向調査では、認知症のある方が地域社会の中で人格を持った一人の人として尊重されていないと感じる方が半数以上おり、その理由として意思疎通の困難さや判断力の低下といったイメージが挙げられています。認知症のある方の尊厳が保持され、自らの意思に基づいた生活を送るための意思決定支援の普及と、権利擁護の取組が求められています。

### 課題4 認知症のある方及び家族等の社会参加機会の創出と意思表示支援の必要性

認知症のある方からは、「新たな趣味を持ちたい」「できる範囲で働きたい」「地域のお祭りや町内会の活動に参加したい」といった社会参加を希望する声が多く挙がっている一方で、認知症に対する否定的なイメージや、接し方への戸惑いといった心理的障壁が存在し、地域社会への参加機会は十分に確保されていない実態がうかがえます。認知症のある方やその家族等が自らの思いや希望を表明し、希望する活動に自由に参加できる環境づくりが求められています。

### 課題5 相談支援体制の充実と情報周知・多機関連携の必要性

意識・意向調査では、認知症のある方の介護者の約3割が介護疲れを訴えており、介護負担の大きさが示唆されています。しかし、身近な相談窓口である高齢者総合相談センターの認知度が約4割、若年性認知症総合支援センターの認知度が1割未満にとどまるなど、相談窓口の認知度が低いことが明らかになっています。認知症のある方やその家族が孤立することなく、早期に相談ができるよう、相談体制の整備と、身近な相談窓口の周知が不可欠です。また、複合的な課題を抱える世帯や制度の狭間の課題、若年性認知症への対応など、既存事業や窓口間の連携・協力体制をさらに強化し、切れ目のない支援を提供することが求められています。

### 課題6 保健医療・福祉サービスの質の向上と提供体制の向上

認知症になってからも住み慣れた地域で安心して生活できるようにするためには、認知症の進行段階に応じた適切な医療・介護サービスを切れ目なく利用できる体制の整備が重要です。ヒアリングでは、介護サービスに従事する職員の認知症対応経験の浅さなどの課題が指摘されており、認知症のある方に質の高いケアを提供できる人材の育成やサービス提供体制の更なる強化が求められています。

## 課題7 認知症の早期発見・早期支援の推進と健診受診の気運醸成

認知症は早期に適切な治療や支援を受けることで、症状の改善や進行を遅らせることが可能な場合があります。しかし、認知症と診断されることへの心理的抵抗感から健診等の受診につながりにくい実態があり、もの忘れ予防健診の受診率が低迷しています。認知症の早期発見・早期支援の有効性について区民の理解を深め、認知症と診断されることを恐れず健診等を積極的に受診する気運の醸成を図る必要があります。

## 課題8 認知機能低下予防に向けた行動変容促進と効果的な啓発

意識・意向調査では、認知症予防に効果的とされる「定期的な健康診査」「趣味を持つ」「規則正しい生活習慣を送る」「閉じこもらず外出する」「友人や仲間をつくる」といった行動について、効果的と認識しているにも関わらず、実際に取り組んでいる人の割合は低いという結果が出ています。このことから、認知機能の低下を予防するため、区民が具体的な行動変容を起こせるよう、生活習慣の改善や社会参加の促進につながる、より効果的な啓発と支援が必要です。

## 5 現状と課題の総括

高齢化の進展と認知症高齢者数の増加が予測される中、区民の間には認知症に対する根強い誤解や偏見が存在し、介護者の孤立や負担も深刻化しています。

また、認知症のある方の尊厳を守る意思決定支援や社会参加の機会の確保、相談体制・支援の充実、医療・介護の質の向上や人材確保、早期発見・予防に向けた区民の行動変容の促進も求められています。

これらの複合的な課題解決には、多角的なアプローチと区全体での緊密な連携強化が必要です。



## 第3章

### 計画の基本的な考え方

---

#### 1 基本理念

本計画の基本理念は、(仮称)葛飾区認知症と共に生きるまちづくり条例の基本理念を踏まえ、次のとおりとします。

認知症のある方もない方も  
区民一人一人が相互に尊重し、支え合いながら共生し、  
認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく、  
安心して暮らし続けることができる葛飾の実現



## 2 基本目標

本計画は、基本理念のもと、区の認知症を取り巻く現状と課題を踏まえ、次の3点を基本目標とします。

### 基本目標 1 誰もが認知症を知り、地域で支える

認知症は特別な病気ではなく、誰もがなり得る身近なものとして、全ての区民が正しい知識と理解を持つことを目指します。特に若い世代への普及啓発を強化し、認知症に対する誤解や偏見を解消するとともに、認知症のある方やその家族が地域で孤立することなく、互いに尊重し支え合える共生社会の基盤を築きます。

### 基本目標 2 認知症になっても自分らしく、尊厳と希望を持ち、安心して暮らす

誰もが認知症になってからも自分自身の能力を最大限に発揮し、趣味や交流を楽しみ、地域の一員として尊重されながら自らの意思に基づいた生活を送ることができる地域づくりを進めます。また、認知症のある方やその家族が安心して生活することができるよう、必要なときに適切な相談支援を受けることができる体制や支援体制の充実を図ります。

### 基本目標 3 早期に気づき、適切な支援につなげる

区民が認知機能の低下や認知症の兆候に早期に気づき、適切な医療・介護サービスや相談支援に円滑に利用できる体制を構築します。また、認知機能の低下を予防するため、生活習慣の改善や社会参加による社会的孤立の解消を進めます。

### 3 施策の体系

#### 基本理念

認知症のある方もない方も区民一人一人が相互に尊重し、  
支え合いながら共生し、認知症になっても住み慣れた地域で  
自分らしく、安心して暮らし続けることができる葛飾の実現

#### 現 状

認知症のある方の数は  
今後も増加していく見込み

認知症に対する誤解と偏見  
がある

認知症のある方が地域社会  
の中で人格を持った一人の  
人として尊重されていると  
思っていない方がいる

認知症のある方から、社会  
参加を希望する声が挙がっ  
ている

区の認知症に関する取組に  
ついて、認知度及び利用率  
が低い

介護職員が必ずしも認知症  
対応に精通しているわけ  
ではない

認知症と診断されることを  
恐れ、医療機関の受診を  
避ける方がいる

認知機能の低下を予防する  
取組に力を入れている方が  
少ない

#### 課 題

認知症に対するネガティブ  
なイメージの払拭

地域における認知症のある  
方と家族の孤立解消・支え  
合い体制の必要性

認知症のある方の意思決定  
支援と権利擁護の必要性

認知症のある方及び家族等  
の社会参加機会の創出と  
意思表示支援の必要性

相談支援体制の充実と情報  
周知・多機関連携の必要性

保健医療・福祉サービスの  
質の向上と提供体制の向上

認知症の早期発見・早期支  
援の推進と健診受診の  
気運醸成

認知機能低下予防に向けた  
行動変容促進と効果的な  
啓発

#### 基本目標

##### 目標 1

誰もが認知症を知り、  
地域で支える

##### 目標 2

認知症になっても  
自分らしく、  
尊厳と希望を持ち、  
安心して暮らす

##### 目標 3

早期に気づき、  
適切な支援に  
つなげる

重点施策

評価指標

認知症への理解促進

地域のサポート体制の推進

認知症のある方への  
意思決定支援及び権利擁護

認知症のある方及び家族等  
の地域への参画と意思表示  
支援

認知症のある方や家族に対  
する相談体制・支援の充実

ケアの質の向上

早期発見、早期支援

認知機能低下予防

●「認知症のある方が難しいことでも工夫していきいきと生活することができると思う」人の割合

現状（令和7年度）

44.6%

⇒

目標（令和12年度）

62.2%

●「認知症のある方が地域で尊重されていると思う」人の割合

現状（令和7年度）

43.5%

⇒

目標（令和12年度）

65.2%

●「介護を必要としない生活を送るために、何かに取り組んでいる」人の割合

現状（令和7年度）

39.5%

⇒

目標（令和12年度）

59.0%

## 評価指標について

重点施策を進めるにあたって、目指す区の姿を具体的にするため、指標として掲げ進捗状況を評価します。第2期の計画については、令和11年度の実績を基に検討を行います。

### ● 「認知症のある方が難しいことでも工夫していきいきと生活することができると思う」人の割合

認知症に対する誤解や偏見を解消し、認知症のある方でも工夫を凝らすことで充実した生活を送ることができる人が増えることを目指します。認知症に関する意識・意向調査の結果で、「あまりそう思わない」と回答した方の半数が「そう思う」と回答してもらえるように目標値を設定しました。

現状（令和7年度）	⇒	目標（令和12年度）
44.6%		62.2%

### ● 「認知症のある方が地域で尊重されていると思う」人の割合

認知症への理解が促進され、地域社会で人格を持った一人の人として尊重されていると感じる人が増えることを目指します。認知症に関する意識・意向調査の結果で、「あまりそう思わない」と回答した方の半数が「そう思う」と回答してもらえるように目標値を設定しました。

現状（令和7年度）	⇒	目標（令和12年度）
43.5%		65.2%

### ● 「介護を必要としない生活を送るために、何かに取り組んでいる」人の割合

認知機能の低下を予防するため、生活習慣の改善や社会参加に取り組む人が増えることを目指します。政策・施策マーケティング調査の結果で、「いいえ」と回答した方の3分の1が「はい」と回答してもらえるように目標値を設定しました。

現状（令和7年度）	⇒	目標（令和12年度）
39.5%		59.0%



## 第4章

### 施策の展開

#### 基本目標 1 誰もが認知症を知り、地域で支える

##### 重点施策 1 認知症への理解促進

###### ●方針●

多くの方が認知症に対して「症状が進行すると何もできなくなってしまう」「身の回りのことができなくなるため、介護施設に入ることが必要になる」といったネガティブなイメージを持っています。認知症サポーターの更なる普及や認知症に関する普及啓発を行うことで、全世代に対して「新しい認知症観」に基づいた正しい知識を広め、認知症に対する誤解と偏見の解消を進めます。

###### ●事業●

事業名	認知症サポーター養成講座	担当
		政策企画課 高齢者支援課
<p>認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症のある方やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成します。</p> <p>モンチャレアプリ*を活用したポイントの付与とともに、区の窓口や各種イベント等でのチラシ配布やSNSの活用を通じて、学校、地域団体、区内商店街や観光施設等への認知症サポーター養成講座の受講を促進します。</p> <p>また、区役所職員向けの認知症サポーター養成講座も実施します。</p>		

\* 健康アプリ「モンチャレ」：区内在住・在勤・在学の18歳以上を対象にスマートフォンで楽しみながら健康づくりができる区が配信しているアプリです。歩数達成や食事・体重・睡眠記録などからポイントを貯めることができ、貯めたポイントは1ポイント=1円として、葛飾区商店街連合会が発行する「かつしかPAY」との交換が可能です。

事業名	認知症普及啓発イベント	担当
		高齢者支援課
認知症に関する正しい理解を広めるため、普及啓発イベントを開催します。モンチャレアプリやSNSの活用により若年層を含めたあらゆる世代に周知し、誰もが気軽に参加でき、楽しみながら認知症に関する理解を深めることができる内容を企画します。		
事業名	認知症ケアパス「ヒトゴトじゃないよ認知症」	担当
		高齢者支援課
認知症に関する相談窓口、事業等を掲載したパンフレットを作成し、配布します。		
事業名	認知症の人の気持ちを知るカード「わかっているね、わたしの思い」	担当
		高齢者支援課
認知症のある方への日頃の対応や声かけの仕方を考えるカードです。		
事業名	認知症普及啓発ポスターの作成	担当
		高齢者支援課
9月の認知症月間にあわせて、認知症啓発ポスターを区内各所に配布・掲示することで、認知症の普及啓発を図ります。		
事業名	世界アルツハイマーデーにあわせた図書館展示	担当
		中央図書館
世界アルツハイマーデーにあわせて、認知症の理解を深める展示や本の特集を各図書館で行います。		

## ● 評価・活動指標<sup>※</sup> ●

### 認知症サポーター養成講座の受講者数（うち、若年層の受講者数）

若年層<sup>※</sup>に対しても認知症サポーター養成講座の受講を推進し、全ての年代が認知症についての知識を持ち、地域でサポートできる体制をつくります。

単位		現状値 (令和6年度) (2024)	目標値 令和8年度 (2026)	目標値 令和9年度 (2027)	目標値 令和10年度 (2028)	目標値 令和11年度 (2029)	目標値 令和12年度 (2030)
人数 (人)	全体	2,267	2,374	2,438	2,502	2,566	2,630
	うち、 若年層	1,403	1,504	1,598	1,692	1,786	1,880

<sup>※</sup> 施策の推進状況を確認するための指標

<sup>※</sup> 小学生・中学生・高校生

## 重点施策2 地域のサポート体制の推進

### ●方針●

認知症のある方の数は増加していく見込みであり、認知症患者とその家族を支える体制の整備が必要です。オレンジカフェや認知症高齢者家族会の充実、さらに災害時の地域サポート体制の推進を通じて、地域全体で認知症のある方とその家族を支える体制の整備を進めます。

### ●事業●

事業名	オレンジカフェ	担当
		高齢者支援課 地域包括ケア担当課
<p>オレンジカフェは認知症のある方やその家族、地域の方、専門スタッフなどが集い、会話を楽しむ場所です。もの忘れや認知症に関する相談もできます。</p> <p>脳トレや回想法などの介護予防の視点を取り入れたプログラムを充実させ、区の窓口や各種イベント等でのチラシ配布やSNSの活用により参加者を増やしていきます。</p>		
事業名	認知症高齢者家族会	担当
		高齢者支援課
<p>認知症のある方を介護する家族やすでに介護を卒業された方などが集まり、悩みや情報を共有しながら交流します。</p> <p>区の窓口や各種イベント等でのチラシ配布やSNSの活用により参加者を増やしていきます。</p>		
事業名	災害時における地域のサポート体制の推進	担当
		災害要配慮者支援担当課
<p>認知症のある方を含む避難行動要支援者（要介護4・5、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度）に対して、個別避難計画の作成、避難行動要支援者名簿の作成等を行っています。災害時に必要な情報を把握し、安心して避難行動・避難生活が送れるよう、地域での見守りの仕組みづくりや避難生活時における支援体制の強化などに取り組んでいきます。</p>		

事業名	生活支援体制整備事業	担当
		地域包括ケア担当課
<p>高齢者を地域で支える基盤をつくるため、高齢者総合相談センターが中核となり、地域の生活支援に関するニーズや地域資源を把握し、新たなサービスの創出や担い手となる人材の育成を進め、地域全体で認知症のある方を含む高齢者の生活を支える仕組みをつくります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起</li> <li>② 地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ</li> <li>③ 関係者のネットワーク化</li> <li>④ 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一</li> <li>⑤ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発</li> <li>⑥ ニーズとサービスのマッチング</li> </ol>		

事業名	高齢者クラブ助成【友愛実践活動事業助成】	担当
		地域包括ケア担当課
<p>高齢者クラブの会員が、認知症のある方を含む訪問の受入れを希望する一人暮らしの高齢者等を定期的に訪問し、話し相手・簡単な家事援助・対象者への情報提供などを行います。</p>		

## ●評価・活動指標●

### オレンジカフェの参加者数

オレンジカフェの参加者数を増やすことで、認知症のある方の社会参加の機会を創出し、認知症のある方やその家族と地域がつながることができる社会をつくります。

単位	現状値 (令和6年度) (2024)	目標値 令和8年度 (2026)	目標値 令和9年度 (2027)	目標値 令和10年度 (2028)	目標値 令和11年度 (2029)	目標値 令和12年度 (2030)
人数 (人)	4,769	5,386	6,072	6,758	7,493	8,228

## 基本目標 2 認知症になっても自分らしく、尊厳と希望を持ち、安心して暮らす

### 重点施策 3 認知症のある方への意思決定支援及び権利擁護

#### ●方針●

意識・意向調査によると、回答者の半数以上が認知症のある方は地域社会で尊重されていないと感じており、その理由として意思疎通の困難さや判断力の低下を挙げています。認知症のある方が尊厳を保ち、自らの意思に基づいた生活を送るために、意思決定支援の普及と権利擁護の取組を進めます。

#### ●事業●

事業名	人権課題に係る啓発活動	担当
		人権推進課 高齢者支援課
憲法週間や人権週間に合わせて、区民ホールにおいて各種人権課題啓発パネルの展示や認知症に関する啓発物を含む各種啓発物の配布を行います。		

事業名	認知症のある方への権利擁護支援に係る取組	担当
		福祉管理課 高齢者支援課 障害福祉課
葛飾区社会福祉協議会では、福祉サービス利用についての援助や日常的な金銭管理などのサポートを行うことで、認知症のある方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。		
消費生活センターでは、消費生活相談業務において、高齢者総合相談センターと相互に連携し、認知症のある方の消費者被害の拡大防止に努めます。また、消費者被害の未然防止のため、毎月1回、広報かつしかに消費生活に関する注意喚起の記事を掲載します。その他、消費者教育を推進するため、申請に基づき、出前講座を行います。		

事業名	地域福祉権利擁護事業	担当
		福祉管理課
<p>葛飾区社会福祉協議会では、判断能力が不十分な認知症のある方を含む高齢者や障害のある方などを対象に、ご自宅を訪問し、福祉サービスの利用にあたっての援助や郵便物の確認・手続の支援、日常的な金銭管理や預貯金証書等の預かりを行います。</p> <p>(東京都社会福祉協議会からの受託事業)</p>		

事業名	葛飾区成年後見センター	担当
		福祉管理課
<p>地域連携ネットワークの中核となる機関（中核機関）を運営し、成年後見制度の利用促進を図ります。判断能力が不十分な高齢者や障害者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、成年後見制度の周知から相談援助までを総合的かつ一体的に支援します。</p>		

事業名	【新規】 認知症のある方への意思決定支援に係る研修	担当
		高齢者支援課
<p>認知症のある方の意思を尊重しながら支援を行うとともに、一人一人の特性に応じた意思決定支援が行えるよう、介護従事者に対して認知症に関する理解促進と対応力の向上を図るための研修を実施します。</p>		

事業名	要保護高齢者の緊急保護	担当
		高齢者支援課
<p>虐待・徘徊などで緊急に保護が必要になった認知症のある方を含む高齢者について、シェルター施設等を活用して安全を確保します。</p>		

事業名	高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会	担当
		高齢者支援課
<p>虐待に関わる関係機関の代表者による協議体として、虐待防止に向けた各種施策の普及啓発を図るとともに、関係機関の職員による多職種相互連携を強化します。</p>		

事業名	虐待事例検証会議	担当
		高齢者支援課
<p>虐待の判断や虐待を受けた高齢者と家族の支援について、高齢者支援課や高齢者総合相談センター等の虐待対応の中核となる機関で情報を共有し、相互に専門性を高め、連携を強化します。</p>		

事業名	虐待防止に関する普及啓発事業	担当
		高齢者支援課
<p>虐待に関する研修会を開催し、虐待予防の普及啓発活動に取り組みます。</p>		

事業名	おでかけあんしん保険	担当
		高齢者支援課
<p>認知症による徘徊に起因する事故等を発生させ、家族が損害賠償責任を負うことになった場合等に補償される保険です。</p>		

●評価・活動指標●

意思決定支援に係る研修受講者数（高齢者支援課主催研修）

認知症のある方の意思を尊重しながら支援を行うとともに、一人一人の特性に応じた意思決定支援が行えるよう、介護従事者向けの研修を実施します。

単位	現状値 (令和6年度) (2024)	目標値 令和8年度 (2026)	目標値 令和9年度 (2027)	目標値 令和10年度 (2028)	目標値 令和11年度 (2029)	目標値 令和12年度 (2030)
人数 (人)	—	100	100	100	100	100

## 重点施策 4 認知症のある方及び家族等の地域への参画と意思表示支援

### ●方 針●

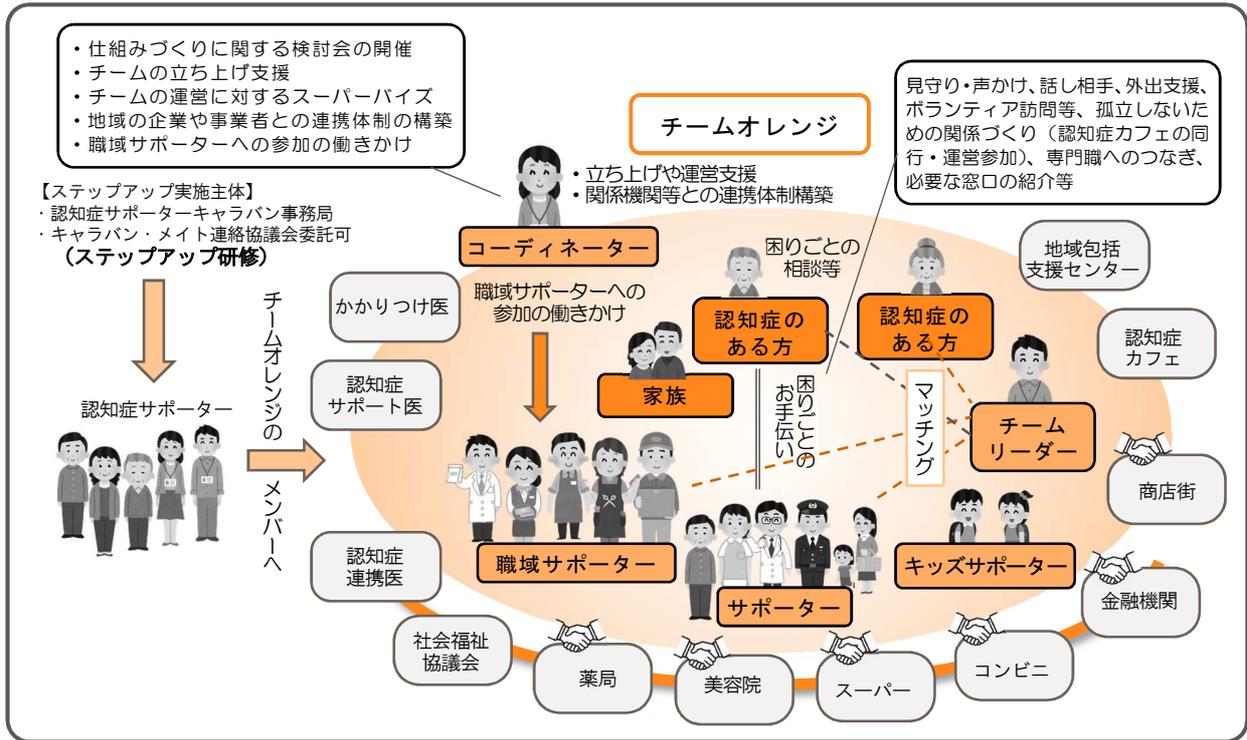
意識・意向調査では、認知症のある方から「新たな趣味を持ちたい」「働きたい」「地域活動に参加したい」といった社会参加を希望する声が多くありました。しかし、認知症に対する否定的なイメージや接し方への戸惑いが心理的障壁となり、地域への参画の機会は十分ではありません。そのため、認知症のある方やその家族、支援者などの思いや希望を受け止め、支援につなげる葛飾区版チームオレンジをつくっていくことで、認知症のある方やその家族等が希望する活動に自由に参加できる環境づくりを推進します。

### ●事 業●

事業名	【新規】	担当
	認知症サポーター認定ステッカーの配布	
<p>認知症サポーター養成講座を受講した事業者へ認定ステッカーを配布します。ステッカーを見やすいところに貼ることで、認知症サポーターのいるお店としての目印となり、認知症のある方が安心して暮らせるまちをつくります。</p>		

事業名	【新規】	担当
	葛飾区版チームオレンジの設置	
<p>チームオレンジは、認知症サポーターや地域の支援機関等がチームをつくり、認知症のある方やその家族を支援する仕組みです。</p> <p>認知症のある方やその家族、認知症サポーター養成講座の講師を務めるキャラバン・メイトなどの支援者から意見を聴取し、区の特徴を生かしたチームづくりを検討します。</p>		

【チームオレンジのイメージ図】



※厚生労働省資料「チームオレンジの取組の推進」を基に作成

● 評価・活動指標 ●

認知症サポーター認定ステッカーの配布事業者数

認定ステッカーを貼る事業所・お店を増やし、認知症のある方が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

単位	現状値 (令和6年度) (2024)	目標値 令和8年度 (2026)	目標値 令和9年度 (2027)	目標値 令和10年度 (2028)	目標値 令和11年度 (2029)	目標値 令和12年度 (2030)
累計 事業者数 (社)	—	127	254	381	508	636

## 重点施策5 認知症のある方や家族に対する相談体制・支援の充実

### ●方針●

意識・意向調査では、認知症のある方の介護者の約3割が介護疲れを訴えており、介護負担の大きさが示唆されています。しかし、身近な相談窓口である高齢者総合相談センターの認知度は約4割、若年性認知症総合支援センターの認知度は1割未満にとどまるなど、相談窓口の認知度が低いことが明らかになっています。

複合的な課題を抱える世帯や制度の狭間の課題、若年性認知症への対応を図るため、既存事業や窓口間の連携・協力体制をさらに強化し、必要なサービスを利用しながら安心して生活できる体制を整備します。

### ●事業●

事業名	若年性認知症のある方への相談支援の取組	担当
		産業経済課 くらしのまるごと相談課 高齢者支援課 障害福祉課 保健予防課
<p>各相談窓口が連携し、若年性認知症のある方への相談支援を充実させます。</p> <p>チラシ配布やホームページへの掲載、SNS等を活用して、生活・就労・健康など若年性認知症に関する相談窓口の周知を進めます。</p> <p>また、東京都若年性認知症総合支援センターでは、専門の若年性認知症支援コーディネーターが、ご本人やご家族からの多岐にわたる相談に対し、ワンストップで対応します。</p>		
事業名	葛飾区トライアル雇用促進奨励金	担当
		産業経済課
<p>国が実施する「トライアル雇用助成金(※)」の支給決定を受けた区内事業主に、奨励金を支給しています。</p> <p>※ 適性や能力を見極めるため、若年性認知症のある方を含む就職が困難な求職者を原則3か月間試行(トライアル)雇用した事業主に対して助成する制度</p>		

事業名	葛飾区特定就職困難者雇用促進奨励金	担当
		産業経済課
<p>国が実施する「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)(※)」の支給決定を受けた区内事業主で、区内住所を有する方を雇用した場合に、奨励金を支給しています。</p> <p>※ 高齢者、若年性認知症のある方を含む障害のある方、母子家庭の母などの就職困難者を、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し助成する制度</p>		

事業名	ひとりぐらし高齢者毎日訪問事業	担当
		福祉管理課
<p>葛飾区社会福祉協議会では、一人暮らしの高齢者に対し、乳酸菌飲料を配達し、一声かける訪問を行うことにより、高齢者の安否確認を行い、孤独感の解消を図ります。</p>		

事業名	くらしのまるごと相談事業	担当
		くらしのまるごと相談課
<p>高齢・障害・子ども・生活困窮等、世帯の様々な悩みを総合的に受け止め、その人らしく地域で暮らしていけるよう支援するため、①ヤングケアラーやダブルケア、8050 問題等、個人や世帯、家族が抱える多様な課題をまるごと受け止める「くらしのまるごと相談窓口」の設置、②自ら相談することが難しい方等に訪問等により積極的に働きかけるアウトリーチ等事業、③すぐに解決が困難な世帯等に寄り添いながら継続的な関わりを実施する伴走支援、④複数の課題や制度の狭間の課題を抱える世帯等に対する支援関係機関による連携支援、⑤地域のボランティア団体等の活動への参加を調整する参加支援の5つの取組を中心に、一人一人の実情に寄り添った支援体制を構築し、認知症のある方が地域で安心して暮らせる環境を整えていきます。</p>		

事業名	高齢者総合相談センターの設置	担当
		高齢者支援課
<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすため設置している身近な相談窓口です。介護保険の案内や介護の問題、一人暮らしの不安、高齢者虐待、消費者被害など、高齢者の方やご家族の相談に応じます。</p>		

事業名	高齢者見守り相談窓口の設置	担当
		高齢者支援課
一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、自己放任（セルフネグレクト）、認知症など、地域の中で見守り支援を必要とする方に関する相談を受け付け、見守り支援を行います。		
事業名	認知症高齢者見守り台帳の作成	担当
		高齢者支援課
地域住民等から相談を受け、区のアセスメントを経て作成した高齢者見守り台帳の情報を区、高齢者総合相談センター及び区内警察署で共有し、認知症のある方の行方が分からなくなったとき、その情報を活用して早期発見につなげます。		
事業名	徘徊高齢者位置探索サービス助成	担当
		高齢者支援課
民間事業者が実施するGPS等の電波を受信できる探索機を使用した位置探索サービスを利用する際、登録料（登録料がない場合は最初の1か月分の月額利用料）を助成します（1回限り）。		
事業名	おでかけあんしん事業	担当
		高齢者支援課
認知症の症状などにより、居所が分からなくなった高齢者が保護された際に、登録情報から身元を照合し、早期の帰宅につなげます。		
事業名	かつしかあんしんネットの登録	担当
		高齢者支援課
緊急連絡先などの情報をあらかじめ高齢者支援課・民生委員・高齢者総合相談センターで預かり、登録者の病気やけがなどの緊急時には、消防や警察・医療機関からの依頼に応じて緊急連絡先を提供します。		
事業名	もの忘れ相談会	担当
		高齢者支援課
もの忘れが心配な方や認知症のある方を介護している方、認知症について相談したい方等の悩みに医師がこたえます。		

事業名	見守り配食サービス	担当
		高齢者支援課
<p>自ら食事を準備することが難しい在宅の高齢者に対して、区と契約した事業者が、昼食・夕食のお弁当をご自宅に配達することにより、高齢者の方の健康維持、栄養改善及び安否確認を行います。</p>		

事業名	見守り型緊急通報システム使用料の助成	担当
		高齢者支援課
<p>一人暮らし等の高齢者の生活の安全を確保するために、安否を確認できる機器を取り付け、緊急の場合には、警備会社の警備員が駆け付けます。</p>		

事業名	おうちで学ぶ快適介護	担当
		高齢者支援課
<p>在宅で高齢者等を介護している家族が、日頃困難に感じている介護方法（車いすへの移乗や排泄のお世話など）について、ホームヘルパー等がご自宅を訪問して、介護に関する知識や技術のアドバイスをします。</p>		

事業名	家族等介護支援事業	担当
		高齢者支援課
<p>高齢者を介護している家族等が休息できるよう、高齢者等を区内の小規模多機能型居宅介護事業所又は特別養護老人ホームで、「通い」又は「泊り」で一時的にお世話します。</p>		

事業名	家族介護者ほっとあんしんダイヤル	担当
		高齢者支援課
<p>家族を介護している方からの相談に福祉や医療などの資格を有する職員が電話で応じます。</p>		

事業名	若年性認知症のある方への就労に係る相談	担当
		障害福祉課
<p>障害者就労支援センターでは、精神障害者保健福祉手帳を取得した若年性認知症のある方が企業等での就労や就労継続を希望する場合に、他機関と連携して相談や支援を行います。</p> <p>また、就労が可能な場合には、就職活動や就労定着のための支援を行います。</p>		

事業名	介護保険サービス	担当
		介護保険課

公的介護保険制度を利用して受けられる介護サービスです。65歳未満の方でも、初老期における認知症と診断され、要介護認定を受けた場合、介護保険サービスを利用することができます。

事業名	自立支援医療（精神通院医療）	担当
		保健予防課

若年性認知症を含む精神疾患の治療で通院されている方に対して、通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度です。

事業名	精神障害者保健福祉手帳	担当
		保健予防課

若年性認知症を含む一定の精神障害の状態にあることを証明するものです。

事業名	精神障害者に対する障害福祉サービス	担当
		保健予防課

若年性認知症のある方を含む障害のある方の日常生活等を支援するためのサービスです。就労訓練等のサービスも利用できます。

事業名	シルバーピア住宅	担当
		住環境整備課

高齢者が安心安全に居住できるようライフサポートアドバイザーを配置し、かつ、緊急通報システム等を設置し、バリアフリー化された公営の高齢者住宅の管理運営を行っています。

● 評価・活動指標 ●

高齢者総合相談センターへの認知症に関する相談件数

身近な相談窓口である高齢者総合相談センターの周知を図り、認知症のある方やその家族が相談しやすい体制を目指します。

単位	現状値 (令和6年度) (2024)	目標値 令和8年度 (2026)	目標値 令和9年度 (2027)	目標値 令和10年度 (2028)	目標値 令和11年度 (2029)	目標値 令和12年度 (2030)
相談数 (件)	13,235	13,500	13,765	14,030	14,295	14,558

若年性認知症に関する相談件数

若年性認知症のある方が希望に沿って住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、関係機関と連携し、切れ目ない支援が提供できるようコーディネートを行います。

単位	現状値 (令和6年度) (2024)	目標値 令和8年度 (2026)	目標値 令和9年度 (2027)	目標値 令和10年度 (2028)	目標値 令和11年度 (2029)	目標値 令和12年度 (2030)
延べ 相談数 (件)	—	120	120	120	120	120

高齢者見守り相談窓口での認知症に関する相談件数

見守り支援を通じて、認知症のある方が孤立することなく、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを進めます。

単位	現状値 (令和6年度) (2024)	目標値 令和8年度 (2026)	目標値 令和9年度 (2027)	目標値 令和10年度 (2028)	目標値 令和11年度 (2029)	目標値 令和12年度 (2030)
相談数 (件)	59	71	83	95	107	118

## 重点施策6 ケアの質の向上

### ●方針●

認知症になってからも住み慣れた地域で安心して生活できるようにするためには、認知症の進行段階に応じた適切な医療・介護サービスを切れ目なく利用できる体制の整備が重要です。ヒアリングでは、介護サービスに従事する職員が必ずしも認知症の対応に精通しているわけではないなどの課題が指摘されており、認知症のある方に質の高いケアを提供できる人材の育成を進めます。

### ●事業●

事業名	【新規】	担当
	医療及び介護従事者向け研修	高齢者支援課
医療及び介護従事者を対象に、認知症のある方への接し方等を学べる区独自の研修の実施を検討します。		

事業名	介護人材スキルアップ研修	担当
		介護保険課
<p>介護人材を育成し区民に良質かつ適切なサービスを提供する環境整備のため、以下の事業を推進します。</p> <p>「介護職員等研修」 区内在勤の介護職員等を対象に、介護保険制度と介護職員の役割、サービスの質の管理等について研修を行います。</p> <p>「介護支援専門員研修」 区内在勤の介護支援専門員を対象に、介護保険制度と介護支援専門員の役割、ケアマネジメントスキルの向上等について研修を行います。</p> <p>「主任介護支援専門員研修」 区内在勤の主任介護支援専門員を対象に、介護保険制度と主任介護支援専門員の役割、ケアマネジメントスキルの向上等について研修を行います。</p>		

### ●評価・活動指標●

#### 介護従事者向け認知症に関する研修受講者数（高齢者支援課主催研修）

認知症への理解に基づいた質の高い介護サービスを適時かつ切れ目なく利用できるよう人材育成を進めます。

単位	現状値 (令和6年度) (2024)	目標値 令和8年度 (2026)	目標値 令和9年度 (2027)	目標値 令和10年度 (2028)	目標値 令和11年度 (2029)	目標値 令和12年度 (2030)
人数 (人)	—	100	100	100	100	100

## 基本目標 3 早期に気づき、適切な支援につなげる

### 重点施策 7 早期発見、早期支援

#### ●方針●

認知症は早期に適切な治療や支援を受けることで症状の改善や進行の遅延が可能ですが、診断への心理的抵抗感等により健診の受診率が低迷しています。認知症を早期に発見し、適切な支援を受ける重要性を周知し、もの忘れ予防健診等を積極的に受ける気運を高めていきます。

#### ●事業●

事業名	もの忘れ予防健診	担当
		高齢者支援課 地域包括ケア担当課
<p>区内の実施医療機関において、医師による問診と簡単な検査を行い、認知症の疑いを早期に発見し、医療機関の精査や診断につなげます。必要に応じて高齢者総合相談センターの相談支援や地域包括ケア担当課の介護予防事業を案内します。</p> <p>現在、68歳から75歳までを対象としていますが、対象年齢の見直しを含め、より効果の高い実施方法を検討していきます。</p> <p>また、高齢者宅の戸別訪問を行う事業と連携して受診率の向上を目指します。</p>		
事業名	もの忘れ訪問サポート (認知症初期集中支援チーム)	担当
		高齢者支援課
<p>医療や介護の専門職が、認知症が疑われる方や認知症のある方及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や家族支援等の初期支援を行います。</p>		
事業名	もの忘れ相談会	担当
		高齢者支援課
<p>もの忘れが心配な方や認知症のある方を介護している方、認知症について相談したい方等の悩みに医師がこたえます。</p>		

事業名	ひよっとして認知症かな？チェック	担当
		高齢者支援課
<p>本人又はその家族が、区ホームページから気軽にもの忘れ状況をチェックできるアプリケーションです。モンチャレアプリからもアクセスできるようにするなど、利用しやすい仕組みづくりを検討します。</p>		

事業名	認知症ケアパス「ヒトゴトじゃないよ認知症」(再掲)	担当
		高齢者支援課
<p>認知症の進行状況に応じて受けることのできる介護・医療・福祉サービスをまとめたガイドブックです。早い気付きと対応のメリット等を掲載しています。</p>		

●評価・活動指標●

もの忘れ予防健診の受診率

もの忘れ予防健診の受診率を向上させることで、認知機能低下を予防し、認知症の早期発見・早期支援につなげることを目指します。

単位	現状値 (令和6年度) (2024)	目標値 令和8年度 (2026)	目標値 令和9年度 (2027)	目標値 令和10年度 (2028)	目標値 令和11年度 (2029)	目標値 令和12年度 (2030)
受診率 (%)	8.30	9.64	10.98	12.32	13.66	15.00

## 重点施策 8 認知機能低下予防

### ●方 針●

意識・意向調査では、認知症予防に効果的とされる「定期的な健康診査」「趣味を持つ」「規則正しい生活習慣を送る」「閉じこもらず外出する」「友人や仲間をつくる」といった行動について、効果的と認識しているにもかかわらず、実際に取り組んでいる人の割合は低いという結果が出ています。認知症の発症遅延や進行予防に効果があるといわれている運動不足の解消や生活習慣の改善に向けた取組を充実させ、社会参加の促進により認知機能低下の予防を進めます。

### ●事 業●

事業名	モンチャレアプリを活用した健康づくり	担当
		政策企画課
一人一人が最適な健康づくりの提案を受けることができ、健康づくりやその成果に応じてかつしかP A Yに交換できるポイントを貯めることができる健康アプリ「モンチャレ」を区民等に提供することで、健康行動の変容を促し、誰もが自然に楽しみながら認知機能低下予防に取り組める環境づくりを進めます。		
事業名	高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業 (耳の健康診査・高齢者補聴器購入費の助成)	担当
		高齢者支援課 健康推進課
耳の健康診査は高齢者の加齢性難聴を早期に発見し、補聴器の使用等聞こえを回復することにより、認知症やフレイルの予防を図ることを目的に実施しています。 また、耳の健康診査や医師の診断結果をもとに補聴器の購入費を助成します。加齢による聴力の低下により、友人や家族等とのコミュニケーションがとりにくい高齢者に対し、円滑なコミュニケーションを確保するとともに、高齢者の積極的な生活支援及び社会参加を促します。		

事業名	介護予防活動の支援	担当
		地域包括ケア担当課
<p>高齢者がいつまでも元気で心豊かに自分らしく過ごせるよう、健康な状態をより長く維持できる対策を講じるとともに、希望に応じて地域で活躍できる環境を整えます。</p> <p>① 介護予防や健康づくりを目的とした講座の実施</p> <p>② 運動習慣をつけるための事業</p> <p>③ 介護予防を目的とした自主グループ活動の支援やボランティアリーダーを育成する事業</p>		

事業名	保健事業と介護予防の一体的実施	担当
		地域包括ケア担当課
<p>高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、主に75歳以上（後期高齢者）の保健事業について、介護予防と一体的に実施し、健康寿命の延伸につなげます。区内全域を7つの日常生活圏域に分け、実施しています。</p> <p>【ポピュレーションアプローチ】</p> <p>① 高齢者の通いの場に理学療法士等のリハビリテーション職や管理栄養士を派遣して実施する「介護予防・健康長寿講座」</p> <p>【ハイリスクアプローチ】</p> <p>② フレイルが心配される75歳以上の方への「高齢者の低栄養防止事業」</p> <p>③ 77歳以上の方で過去2年間に医療機関（歯科医院を含む）や健診を受診しておらず、要支援又は要介護認定を受けていない方への「高齢者の健康を支援するための戸別訪問」</p>		

事業名	通所型住民主体サービス	担当
		地域包括ケア担当課
<p>地域での介護予防がより活発化するよう、介護予防の要素を含んだ活動を行う団体の運営支援を行います。</p>		

事業名	健康長寿いきいき健康診査	担当
		健康推進課
<p>長寿（後期高齢者）医療健康診査の受診者に対してフレイル予防に対する意識啓発を図るとともに、健診結果からフレイルの疑いがある受診者に対して、栄養指導、機能訓練を受けるよう勧奨します。</p>		

事業名	無料栄養指導機能訓練	担当
		健康推進課
<p>健診の結果、低栄養が疑われる方にフレイルの種類（フィジカル・オーラル・ブレイン・ソーシャル）別の詳しい対策に加え、高齢者総合相談センターのご案内などを記載したリーフレットと葛飾区医師会のフレイル予防サルコペニア対策室で行われる無料栄養指導機能訓練の案内を送付します。フレイル予防サルコペニア対策室では、体組成計による体脂肪率や筋肉量の測定と管理栄養士による栄養相談及び看護師等による身体機能のチェック、訓練等の指導を3か月行い、健康状況の改善を行います。</p>		
事業名	長寿歯科健康診査	担当
		健康推進課
<p>区内指定歯科医療機関において、76歳・81歳の区民を対象に口腔内診査及び口腔機能診査を実施します。</p> <p>このことにより区民の口腔状態を把握し、歯周病等の歯科疾患及び口腔機能低下の予防や早期発見に努め、口腔の健康の保持増進を図ります。加えて、口腔機能の維持向上を図るため、口腔機能維持のためのフォロー教室を実施します。</p>		
事業名	健康長寿筋肉元気健康診査	担当
		健康推進課
<p>特定健康診査の受診者に対してサルコペニア予防に対する意識啓発を図るとともに、健診結果からサルコペニアの疑いがある受診者に対して、栄養指導、機能訓練を受けるよう勧奨します。</p>		
事業名	栄養指導事業	担当
		健康推進課
<p>フレイル予防や健康の保持・増進を目的に、食生活の改善について栄養講習会や個別相談を実施します。また、広報かつしかや区ホームページで各事業や健康的な食に関する情報提供を行っています。</p>		
事業名	シニアスキー教室	担当
		生涯スポーツ課
<p>高齢者を対象に基礎スキーを体験する機会を提供し、参加者相互の交流活動のきっかけとします。</p>		

事業名	区民体カテスト	担当
		生涯スポーツ課
<p>運動を始めるきっかけや、継続するための動機付けとして実施。区や地域のイベントに出前形式による体カテストもあります。</p>		

事業名	高齢者推奨スポーツ教室	担当
		生涯スポーツ課
<p>グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、ダーツを高齢者推奨スポーツに位置付け、区民大会実施に合わせて体験コーナーを実施しています。</p>		

事業名	かつしかレクリエーションスポーツ体験会	担当
		生涯スポーツ課
<p>誰もが楽しむことができるレクリエーションスポーツ（卓球バレー、アミュラン、ボッチャなど）を体験できます。</p>		

事業名	かつしか地域スポーツクラブ	担当
		生涯スポーツ課
<p>高齢者推奨スポーツのほか、健康体操教室など様々なスポーツプログラムを企画実施しています。</p>		

事業名	ランニング・ウォーキング事業	担当
		生涯スポーツ課
<p>紅葉・お花見ウォーキング、ランニング・ウォーキング教室、シティロゲイニング等の実施により、施設や道具等の環境に縛られることなく、各世代の区民が各々のタイミングや強度で運動を実施する機会を提供します。</p>		

● 評価・活動指標 ●

60歳以上の区民のうち、介護予防に取り組んでいる区民の割合

運動不足の解消や生活習慣の改善に向けた取組を充実させ、社会参加の促進による社会的孤立の解消や認知機能低下の予防を目指します。

単位	現状値 (令和6年度) (2024)	目標値 令和8年度 (2026)	目標値 令和9年度 (2027)	目標値 令和10年度 (2028)	目標値 令和11年度 (2029)	目標値 令和12年度 (2030)
区民の 割合 (%)	52.4	54.44	55.46	56.48	58.50	58.5

# 葛飾区見守り協定事業者 に聞いてみました！

～認知症のある方（認知機能低下が見られる方を含む。）に  
対してどのような取組を行っていますか？～

## 亀有信用金庫

- ・認知機能低下傾向にあるご両親の家族に預金管理を中心に相談業務を積極的に実施しており、相談件数が増えています。
- ・認知症の顧客への相談業務強化のため、研修を定期的実施しています。

- ・職員研修として認知症サポーター養成講座を採用しています。
- ・葛飾区と連携し、管轄内の企業、町会及び学校など、様々な分野と一緒に地域を支えていく取組を行っています。

## 東栄信用金庫

## コープデリ 立石センター (生活協同組合コープみらい)

- ・高齢者への対応や緊急時の対応方法に係る研修を実施しています。利用者さんの異変に気付いた時は、管理者に報告し、複数人で対応しています。

- ・認知症サポーター養成講座の受講をきっかけに、配送担当による組合員の異変への「気付き」が増えました。

## 生活協同組合パレシステム東京 江戸川センター

## 東都生活協同組合

- ・社内に従業員限定の認知症サポーターキャラバンメイトがいます。配送職員や新入職員を対象に定期的に認知症サポーター養成講座を開催しています。

- ・認知症のある方への対応方法に係る動画を視聴したり、介護関連で働いていたメンバーから対応方法を聞き、情報共有しました。

## 北東京生活クラブ生協葛飾センター (北東京生活クラブ生活協同組合)

# 葛飾区見守り協定事業者 に聞いてみました！

～認知症のある方（認知機能低下が見られる方を含む。）に  
対してどのような取組を行っていますか？～

- スタッフに認知症への正しい知識を身につけるための外部研修への参加を促すとともに、他の事業所と連携して適切なサービスが提供できるよう取り組んでいます。

東京葛飾医療  
生活協同組合

(株) ファミリーマート

- 来店されるお客様が詐欺被害等にも遭わないよう、特にATMを使用する際は注意喚起を実施しています。

- 地域の健康づくりの一環として、クイズを交えた楽しいフレイル予防セミナーを実施しています。加齢に伴う心身の変化への理解を深め、認知機能低下予防にもつながる日常生活で取り入れやすい生活習慣をお伝えします。

東京ガス(株) 東京東支店、  
東京ガス葛飾エナジー(株)

一般社団法人  
葛飾区薬剤師会

- オレンジカフェで講師派遣を実施しています。
- 薬局に来たお客様の異変に気付いた時は、高齢者総合相談センターへ繋ぐ取組を実施しています。

- 認知症に関する職員への研修を実施しています。
- 会員やそのご家族から認知症のご相談を受けた時は状況に応じて高齢者総合相談センターをご案内しています。

公益社団法人  
葛飾区シルバー人材センター

# 民生委員・児童委員の取組

民生委員・児童委員は、地域の中で、福祉全般にわたり相談や支援を行っているボランティアであり、児童委員は民生委員が兼ねています。

民生委員・児童委員は、生活に困っている方や身体のご不自由な方、一人暮らしの高齢の方、ひとり親家庭や育児・健康などのあらゆる生活上の面で援助を必要とする方の悩み事や心配事の相談に応じ、区や関係機関との橋渡し役にもなっています。

厚生労働大臣からその任務を委嘱されており、守秘義務がありますので、相談内容や個人の秘密が他に漏れることはありません。



葛飾区民生委員・児童委員は、19地区 400名程おり、認知症サポーター養成講座を受講している委員も多くいます。

各地区では独自に認知症についての講演会や施設見学を実施し、実地的な活動を学び、地域での見守り活動やオレンジカフェの手伝いをしています。

カフェでは、認知症のある方々と楽しく交流しています。認知症になっても住み慣れた地域でその人らしく生活でき、安心して安全に暮らし続けられる環境作りの手伝いをしています。

# 葛飾区の認知症普及啓発事業 紹介

「かつしかで、いつまでも ともに考え、ともに生きる認知症」をキャッチフレーズに認知症への理解促進に向けた取組を行ってきました。区の実例をご紹介します。

## ● 認知症普及啓発ポスターの作成

認知症月間についてポスターを作成し、区内各所に配布・掲示することで、普及啓発を図っています。



## ● 認知症の人の気持ちを知るカード 「わかっていてね、わたしの思い」

認知症のある方への日頃の接し方や声のかけ方を考えるカードを作成しました。(はがきサイズ・35枚組) 認知症のある方の気持ちを知り、その方に合わせた対応をすることで症状が改善されたり、進行が緩やかになったりすることがあります。区ホームページで公開するほか、区役所で販売も行っています。



## ● 認知症普及啓発動画の作成

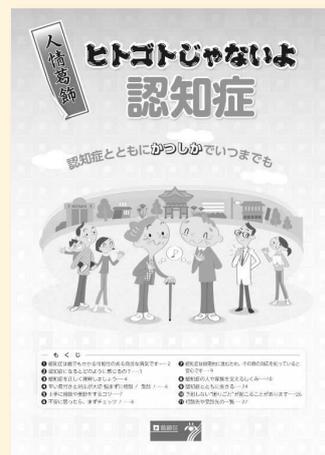
認知症専門医等によるオンライン講演会を動画サイトで公開しています。

# 葛飾区の認知症普及啓発事業 紹介

## ● 「ヒトゴトじゃないよ認知症」(認知症ケアパス)

認知症の進行状況に応じて受けることのできる介護・医療・福祉サービスをまとめたガイドブックです。

認知症に関する情報、認知症チェックや相談窓口、認知症の進み具合や状況に応じて受けることのできる医療、介護、福祉サービス等を掲載しています。高齢者支援課、高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)等で配布しています。



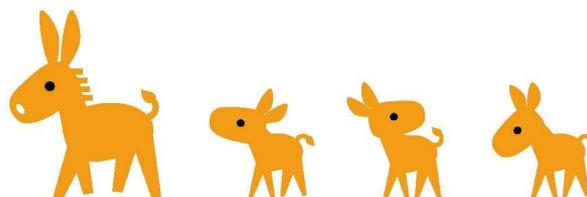
## ● 認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症のある方やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を育成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組んでいます。

「認知症サポーターキャラバン」とは、認知症を理解し、認知症のある方や家族を温かく見守り、支援する認知症サポーターを1人でも増やし、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの取組です。



「ロバ隊長」は、「認知症サポーターキャラバン」のマスコットです。ロバのように急がず、しかし一歩一歩着実に、キャラバンも進んでいきます。





# 資料編

## 1 認知症に関する意識・意向調査

### (1) 目的

認知症に関する認識や理解、社会参加の機会、施策として望むこと等について、調査を実施して計画策定等の基礎資料とする。

### (2) 調査概要

#### ア 調査対象者数

- ① 満 18 歳以上の区民 2,900 人（無作為抽出）
- ② 認知症のある方やその家族 100 人  
（高齢者総合相談センターを通して調査を依頼）

#### イ 調査期間

令和 7 年 3 月 25 日（火） ～ 4 月 14 日（月）

#### ウ 調査方法

上記①は郵送で質問紙を配布し、上記②は個別に配布しました。上記①②ともに郵送により回収したほか、インターネット経由でも回答できるよう専用サイトを設けました。

配布数		有効回答数	有効回答率
全 体	3,000 件	1,395 件	46.5%
18 歳以上区民	2,900 件	1,325 件	45.7%
認知症のある方や そのご家族	100 件	70 件	70.0%

## 2 認知症高齢者家族等ヒアリング

### (1) 目的

認知症高齢者の介護の実情等について、ヒアリング形式で調査を実施して計画策定等の基礎資料とする。

### (2) ヒアリング概要

#### ア 対象団体

- ① 認知症高齢者家族会（3か所）
- ② 介護事業者（5か所：特別養護老人ホーム、認知症グループホーム、訪問看護、訪問介護、通所介護）

#### イ 実施期間

令和7年4月16日（水） ～ 5月22日（木）

#### ウ ヒアリング項目

- ① 認知症のある家族（利用者）が楽しみにしていることやチャレンジしていること
- ② 認知症のある家族（利用者）を介護・支援する上での困りごと
- ③ 認知症のある家族（利用者）を介護・支援する上で工夫していること
- ④ 地域や行政に対する期待や要望

## 令和 8 ・ 9 年度後期高齢者医療保険料について

国保年金課

### 1 保険料について

東京都後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）は、令和 8 年 1 月 29 日に開催した東京都後期高齢者医療広域連合議会において、令和 8 ・ 9 年度後期高齢者医療保険料に係る条例改正議案を可決したため、その内容を報告するもの

#### （1）保険料改定の主なポイント

保険料変動の要因として、給与所得控除最低保証額の引き上げ（55 万円から 65 万円）、高額療養費制度の見直しによる医療給付費の減などといった減額要素はあるものの、一人当たり医療費の増加傾向や、診療報酬の改定による医療給付費増加などといった増額要素が大きく影響した。

また、令和 8 年度から子ども・子育て支援金制度が施行されることに伴い、医療分の保険料とは別に、子ども・子育て支援金分を算定する。ただし、令和 9 年度子ども・子育て支援金の均等割額・所得割率は令和 8 年度に決まるため、令和 9 年度は令和 8 年度と同数値で算定した。

#### （2）保険料の増加抑制策

増加抑制策として、国や都が拠出する負担金や補助金、広域連合が管理する特別会計調整基金等を活用する。

さらに、広域連合が区市町村と協議のうえ、保険料で賄うべき以下の経費について、区市町村の一般財源を投入する特別対策を継続実施する。

（2 か年度で 232 億円の一般財源を投入）

		区市町村全体	うち葛飾区負担分
特 別 対 策	審査支払手数料	76 億円	2.70 億円
	財政安定化基金拠出金	0 億円	0 億円
	保険料未収金補填分	53 億円	1.25 億円
	葬祭費	98 億円	3.68 億円
所得割額軽減		5 億円	0.22 億円
合 計		232 億円	7.85 億円

### (3) 保険料

#### ①医療分

	令和6・7年度	令和8・9年度
均等割額		53,300円
増減 (増減率)	47,300円	6,000円 (12.7%)
所得割率		9.88%
増減 (増減率)	9.67%*	0.21ポイント (2.2%)
賦課限度額		85万円
増減 (増減率)	80万円*	5万円 (6.3%)
賦課割合 (均等割：所得割)	37.17 : 62.83	37.33 : 62.67
増減		所得割 △0.16ポイント

※令和6年度は激変緩和措置として、所得が一定額以下の方は所得割率に8.78%を適用。あわせて、令和6年3月31日以前から都広域連合の被保険者資格を有していた被保険者には、賦課限度額に73万円を適用

#### ②子ども・子育て支援金分（令和8年度新設）

	令和6・7年度	令和8・9年度
均等割額		1,300円
増減（増減率）		
所得割率		0.26%
増減（増減率）		
賦課限度額		21,000円
増減（増減率）		
賦課割合 (均等割：所得割)		38.57 : 61.43
増減		

#### ③一人当たり平均保険料

	令和6・7年度	令和8・9年度*
広域連合	111,356円	127,400円
増減（増減率）		16,044円（14.4%）
葛飾区	108,896円	123,379円
増減（増減率）		14,483円（13.3%）

※令和8・9年度は子ども・子育て支援金分を含めて算定

< 保険料算定に用いた被保険者数等 >

		令和6・7年度	令和8年度	令和9年度
被保険者数	広域連合	178万6千人 (7年度)	179万人	178万8千人
	増減 (増減率)		4千人 (0.22%)	△2千人 (△0.11%)
	葛飾区	63,000人 (7年度)	63,100人	63,200人
	増減 (増減率)		100人 (0.16%)	100人 (0.16%)
一人当たり 給付費 <sup>※1</sup>	広域連合	928,492円 (7年度)	948,980円	980,369円
	増減 (増減率)		20,488円 (2.21%)	31,389円 (3.31%)
	葛飾区	901,652円 (7年度)	921,579円	952,083円
	増減 (増減率)		19,927円 (2.21%)	30,504円 (3.31%)
賦課総額 <sup>※2</sup>	広域連合	4,528億円	5,244億円	
	増減 (増減率)		716億円 (15.8%)	
	葛飾区	113億円	143億円	
	増減 (増減率)		30億円 (26.5%)	

※1 令和7年度は、自己負担2割対象者への配慮措置終了前の算定を適用  
令和8年度以降は、配慮措置終了の影響を反映して算定

※2 令和8・9年度賦課総額には、子ども・子育て支援金分を含む。

## 2 保険料の軽減制度

令和8・9年度は、以下の軽減制度を実施。子ども・子育て支援金分についても適用となる。

### (1) 均等割額軽減

厚生労働省から、経済動向等を踏まえ、令和8年度均等割の軽減割合・判定所得基準を見直す見込みとの通達があり、下記表のとおり改正する。  
(表内下線が今回の改正部分)

総所得金額等の合計が 下記に該当する世帯	軽減 割合	軽減後の均等割額		
		令和6・7年度	令和8・9年度	増減
43万円＋(公的年金又は給与所得者の 合計数－1)×10万円以下	<u>72%</u> ※	14,190円	15,288円	1,098円
43万円＋(公的年金又は給与所得者の 合計数－1)×10万円＋ <u>31</u> 万円×(被 保険者数)以下	50%	23,650円	27,300円	3,650円
43万円＋(公的年金又は給与所得者の 合計数－1)×10万円＋ <u>57</u> 万円×(被 保険者数)以下	20%	37,840円	43,680円	5,840円

※均等割軽減の最高割合は原則70%だが、広域連合の判断で更に2%の追加軽減が可能と国は示し、広域連合は追加とした。ただし、子ども・子育て支援金均等割は70%軽減が上限

### (2) 所得割額軽減(広域連合独自の軽減制度)

被保険者の旧ただし書所得\*金額に応じて所得割額を軽減する。

旧ただし書所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

※旧ただし書き所得とは、総所得金額等から地方税法に定める基礎控除(合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円)を控除した額。

### (3) 被扶養者軽減

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険等(国保組合は除く。)の被扶養者であった方の保険料を軽減する。

	加入から2年を 経過する月まで	加入から2年経過後
均等割額	5割軽減	軽減なし
所得割額	負担なし	



原告は、令和8年1月8日に訴えを取り下げ、同月19日に葛飾区はこれに同意したため、訴訟は終了した。





(4) 被告

葛飾区

(5) 請求の趣旨

ア 葛飾区福祉事務所長がした、令和5年10月20日付け保護却下処分を取り消す。

イ 葛飾区福祉事務所長がした、令和5年11月13日付け一時扶助決定処分を取り消す。

ウ 葛飾区福祉事務所長がした、令和6年1月11日付け各保護変更処分を取り消す。

エ 訴訟費用は、被告の負担とする。  
との判決を求める。

3 事件の経過

(1) 令和7年12月7日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、令和8年1月9日）

(2) 令和7年12月17日 [Redacted] 及び [Redacted] が [Redacted] に併合

(3) 民事訴訟法第175条に基づく書面による準備手続に付される予定

4 区の方針

特別区人事・厚生事務組合法務部と協力して応訴する。

送迎保育ステーションモデル事業の実施状況及び今後の事業展開について

子育て政策課

1 概要

送迎保育ステーションモデル事業（以下「事業」という。）については、令和7年1月14日に葛飾区金町駅前活動センター内のキッズスペースに送迎保育ステーションを開設し、事業を運営しているところである。

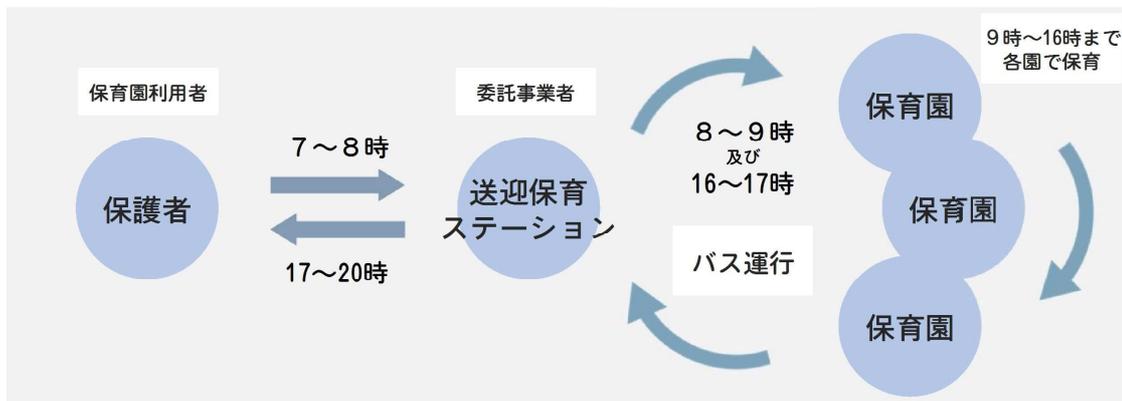
令和8年1月で開設後1年を迎えたことから、事業の実施状況を報告するとともに、実施状況を踏まえた今後の事業展開についても併せて報告するもの

(1) 対象保育園

保育園	所在地	利用対象年齢
南水元いろは保育園	葛飾区南水元2-25-6	3歳児クラス～5歳児クラス
水元保育園	葛飾区南水元4-18-11	3歳児（※）～5歳児クラス
にじいろ保育園南水元	葛飾区南水元1-12-6	3歳児クラス～5歳児クラス
徳育保育園	葛飾区水元1-26-3	1歳児クラス～5歳児クラス
ミアヘルサ保育園ひびき水元	葛飾区水元2-3-19	3歳児クラス～5歳児クラス
アスクかなまち保育園	葛飾区東金町4-16-12	1歳児クラス～5歳児クラス

※2歳児クラスで満3歳に達した児童

(2) イメージ図



## 2 実施状況

### (1) 利用者の状況（令和8年1月末現在）

14名（定員20名）

<内訳>

#### ア 保育園別

保育園	人数
水元	2人
アスクかなまち	8人
徳育	4人

#### イ クラス年齢別

クラス年齢	人数
5歳児クラス	4人
4歳児クラス	3人
3歳児クラス	0人
2歳児クラス	5人
1歳児クラス	2人

#### ウ 新規・在園児別※

種別	人数
在園児	13人
新規入園児	1人

※新規：本事業の利用を前提として、保育園に入園した児童

在園児：本事業の申込時点で既に保育園に入園済みの児童

## 3 利用者（非利用者）アンケートの結果

### (1) 対象者

ア 利用者 アンケート時点の利用者（保護者） 7名

イ 非利用者 対象保育園に通園する児童の保護者 400名程度

### (2) 回答数

ア 利用者 7件

イ 非利用者 21件

### (3) 実施期間 令和7年6月5日から令和7年6月20日まで

### (4) アンケート結果

詳細は別紙のとおり

### (5) 結果概要

本事業の利用理由や事業を利用することによる生活の変化等の設問を中心に実施した。

利用者及び非利用者アンケートの結果概要は以下のとおりである。

#### ア 利用者アンケート

設問	回答（要旨）
利用理由 （複数選択可）	送迎時間の短縮（42%）や自宅から保育園が遠い（25%）ことを理由に挙げる利用者が多い結果となった。
生活の変化 （自由記述）	送迎負担の軽減により、仕事時間が増えた、フルタイムで仕事復帰ができた、家事に気を配れるようになった等の声があった。
子どもの変化 （自由記述）	送迎保育ステーションに行くのが楽しみで朝の目覚めがよくなったなど、利用を楽しんでいるという声が多数を占めたが、嫌がる子どもも一部見られた。
その他意見 （自由記述）	送迎保育ステーションの保育士の対応に感謝する声や、現状で満足しているなど肯定的な意見が多く見られた。

#### イ 非利用者アンケート

設問	回答（要旨）
事業の認知度	33%の方が事業を知らないと回答した。
利用していない理由 （複数選択可）	自宅から園が近い（44%）、通勤経路上に送迎保育ステーションがない（25%）ことを理由に挙げる方が回答の約7割を占めていた。
その他意見 （自由記述）	利用してみたいとの回答は4件あったが、保護者負担額を懸念する声や、年齢要件に合致していないなどの理由により、利用には至っていない。

## 4 事業の現状分析

### （1）利用者の傾向

利用児童のクラス年齢は、概ね均等に分布している。延長利用（18時から20時）については、スポット的に利用する方はいるものの、少ない傾向にある。

また、保育園の新規入園と合わせて本事業を利用する方は、令和7年度は1名となっており、事業目的の一つである、保育需要の地域偏在解消という面で

は十分な効果が得られていない状況である。

## (2) 保育園の意見

事業に参加している保育園からは、「保護者や保育園双方にとって良い事業である」と言った肯定的な意見をいただいている一方で、「保育園の近隣に住む方が多く事業のニーズが低い」といった意見もあった。

また、事業に参加していない保育園からは、「保護者と顔を合わせる機会が少なくなる」、「子どもの安全面や身体的・精神的負担が心配である」といった意見もあった。

## (3) 地域特性

事業の対象地域である水元地域は、対象保育園から、「自営業の方や母親がパートの方が多く、お迎えの時間が早い傾向がある」という声も聞かれた。

## 5 令和8年度以降の事業展開

これらを踏まえ、3年間のモデル事業として事業開始時の予定どおり令和8年度末をもって休止することを前提に、事業規模を縮小して実施する。

また、本事業は、駅前の市街地再開発事業等による一過性の保育需要に対応するための有効な施策の一つであることから、モデル事業の結果を踏まえ、コスト面も含めた事業検証や研究を継続的に行っていく。

## 6 予算措置（令和8年度当初予算案計上額）

(1) 歳入 16,799千円

(内訳) 保育対策総合支援事業費（国補助1/2） 16,555千円

雑入（利用者負担額） 244千円

(2) 歳出 33,363千円

(内訳) 通知郵送料 6千円

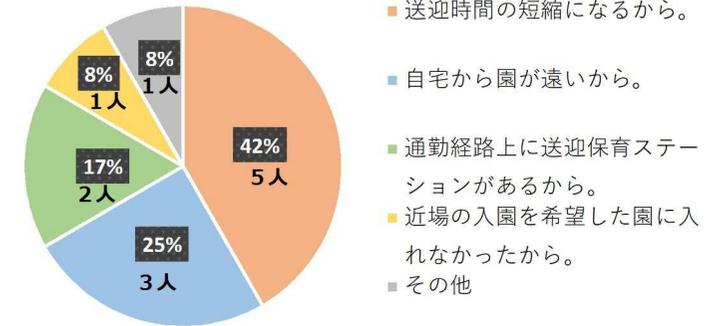
運営委託費 33,357千円

【送迎保育ステーションアンケート結果（利用者向け）】 回答：7名（利用児童の保護者）

1 送迎保育ステーションの利用理由

自宅から保育園までの直線距離	送迎保育ステーションの利用理由（複数選択可）
2,750m	・通勤経路上に送迎保育ステーション（ベルトレ金町）があるから。 ・その他（職場が遠いので朝早くから預かってもらえるとありがたい。）
1,680m	・近場の入園を希望した園に入れなかったから。 ・送迎時間の短縮になるから。
1,130m	・自宅から園が遠いから。 ・送迎時間の短縮になるから。 ・通勤経路上に送迎保育ステーション（ベルトレ金町）があるから。
939m	・送迎時間の短縮になるから。
920m	・送迎時間の短縮になるから。
771m	・自宅から園が遠いから。
763m	・自宅から園が遠いから。 ・送迎時間の短縮になるから。

送迎保育ステーションを利用している理由



2 家庭での日々の変化（自由記述）

- ・送迎の負担が減ったことで、家のことに気を配れるようになった。
- ・送迎の負担が減り、仕事をできる時間が確保出来るようになった。
- ・子どもが送迎バスに乗ることを楽しんでいる。
- ・送迎の負担が少ないのでフルタイムで復帰できた。
- ・ステーションが職場から近く、朝と夕の仕事の時間が増え、自営なのでとても助かっている。
- ・送迎の負担が減ったので通勤が楽になった。
- ・負担が軽くなり就労時間を増やすことができた。
- ・駅前に保育ステーションがあることで時間を有効活用できるようになった。

3 子どもの変化と変化の内容

子どもの変化  
(送迎保育ステーション利用後)

変化の内容	割合	人数
プラスな変化	43%	3人
マイナスな変化	57%	4人

【変化の内容】（自由記述）

<プラスな変化>

- ・とても楽しんでいる。
- ・ステーションの利用を楽しんでおり、家庭では分からなかった子どもの発達についての発見もあるため、楽しい。
- ・ステーションで遊ぶのを楽しみにし、朝スムーズに起きてくれるようになった。

<マイナスな変化>

- ・ステーションは嫌だと言ようになった。

4 今後の送迎保育ステーションの利用希望とその理由

今後の送迎保育ステーションの利用希望

希望	割合	人数
利用したい	100%	7人
利用したくない	0%	0人

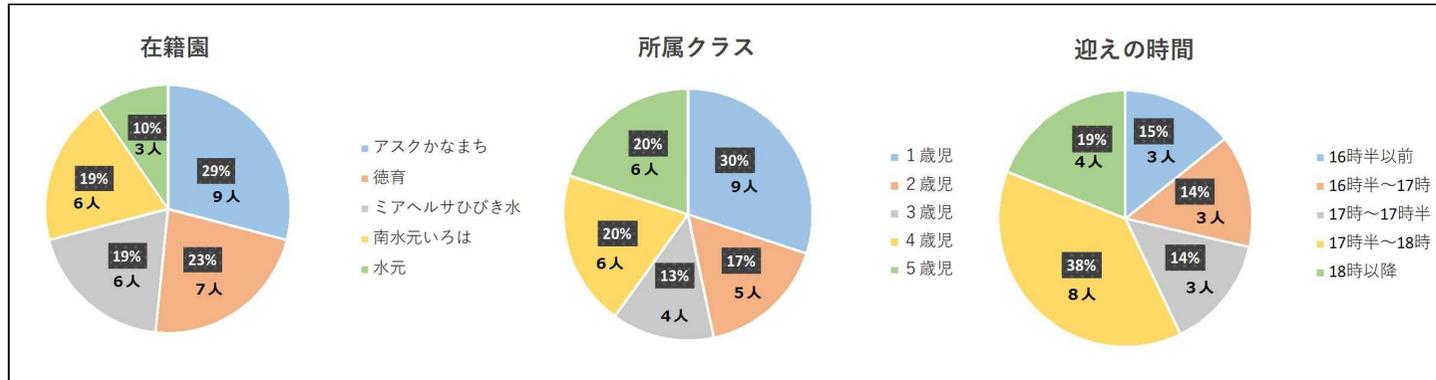
【理由】

- ・送迎の負担が減り、助かっているから。
- ・時間的にとても効率が良い、先生方も親切で優しいから。
- ・子どもとても楽しそうにしているから。
- ・職場が遠く、朝早くから預かってもらえるのがありがたいから。
- ・子どもが先生方や他の子どもとの交流を楽しみにしているから。

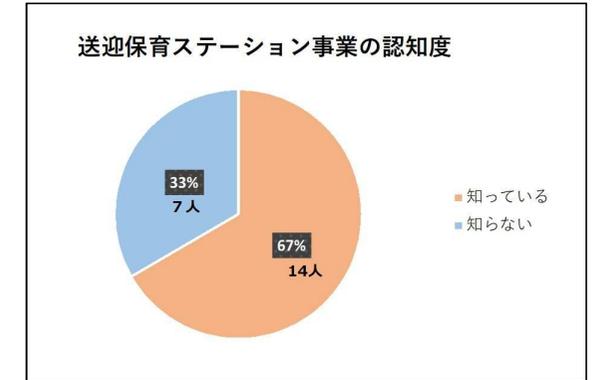
5 送迎保育ステーションに対する要望等（自由記述）

- ・現状でとても満足している。
- ・いつも皆様が温かく、幸せな気持ちになる。
- ・着替えやおむつ、お尻拭きなどを預けられるようになると、荷物が減って嬉しい。
- ・送迎保育ステーションでの子どもの様子を時々伝えてくれると嬉しい。
- ・いつも優しく丁寧な対応に感謝している。

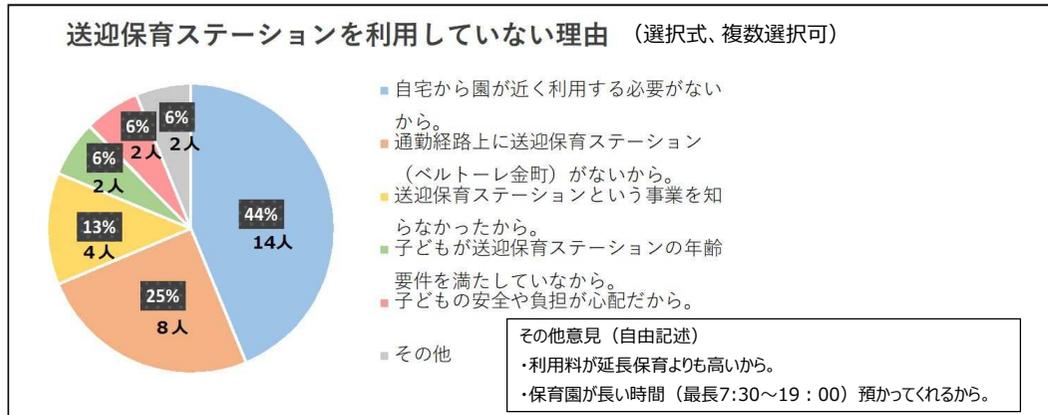
1 アンケート回答者の属性等



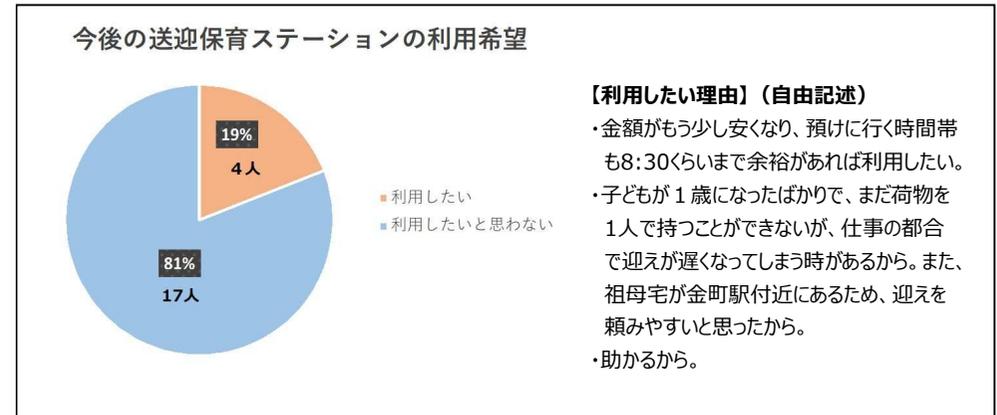
2 送迎保育ステーションモデル事業を知っているか



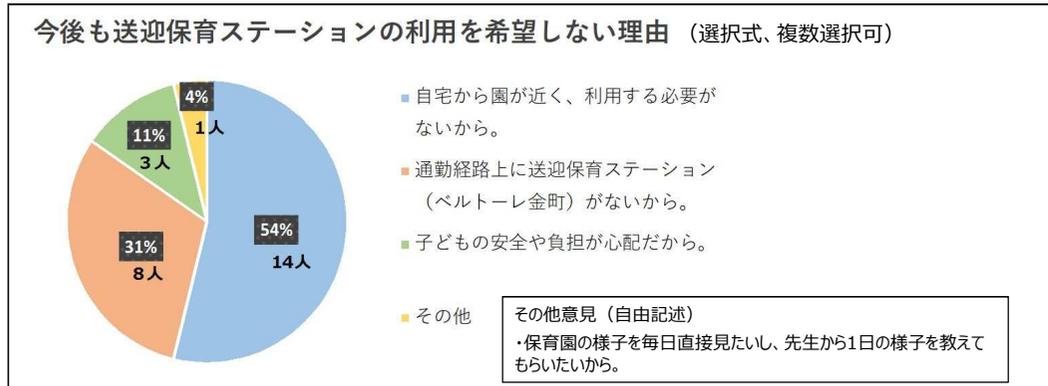
3 送迎保育ステーションを利用していない理由



4-1 今後、送迎保育ステーションを利用してみたいと思うか



4-2 送迎保育ステーションを利用したいと思わない理由



5 送迎保育ステーションに対する要望等（自由記述）

・延長保育の利用料を保育園と同じくらいまで下げてもらえれば、利用したい。

・もっと様々な場所にあつたら利用しやすいと思う。

・事業自体はとても素晴らしいと思う。今はたまたま必要ではないけれど、子育て支援が増えると嬉しい。

・月単位ではなく、1回単位で利用ができれば、残業などの仕事の都合で利用できるので、非常に便利だと感じる。

・利用時間や延長時間が保育園と同じで、ベルトーレ金町に立ち寄る理由がない。

・仕事で金町駅に行く人は良いと思う。

・一見、とても便利で魅力的だが、水元周辺での勤務だと必要なくなる。金町に住んでる方々には、送迎する手間が省けるため、とてもありがたい事業だと思う。

## 専決処分（和解）の報告について

子育て応援課

次のとおり、専決処分（和解）を行ったため、報告するもの

### 1 専決処分事項

和解

### 2 和解の相手方及び和解金額

- (1) 相手方 XXXXXXXXXX (以下「相手方」という。)
- (2) 和解金額 110,924円

### 3 事案の概要

ひとり親家庭等に支給する児童扶養手当において、本来行うべき事務処理がなされず、当該手当の支給漏れが発生した。

支給漏れが発生した期間（令和2年7月から令和4年10月分）については、既に児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第22条に定める時効が完成している。

しかし、本件については、不適切な事務処理に起因するものであることから、該当期間の手当相当額及び期間に応じた遅延損害金相当額を支払うこととし、相手方と和解が成立したもの

### 4 和解の概要

- (1) 葛飾区は、相手方に対し、児童扶養手当法に規定する手当について、葛飾区の不適切な事務処理により令和2年7月から令和4年10月分の支給を怠ったものである。
- (2) 葛飾区は、相手方に対し、本件により生じた損害に対する一切の賠償金として、金110,924円の支払義務があることを認め、同額を支払う。
- (3) 葛飾区は、相手方に対し（2）の金員を、この和解後に相手方からの請求に基づき、相手方の指定する口座へ振り込むものとする。
- (4) 葛飾区と相手方の間には、（2）の金員の支払により、本件事項に関し一切の債権債務が存在しないことを確認し、相手方は今後本件事項について葛飾区に対し、金銭その他一切の請求はしないものとする。

### 5 専決処分年月日

令和8年1月5日

## 子育て家庭等家事サポーター派遣事業に係る事業者への補助金額の引上げについて

子育て応援課

### 1 概要

現在、区では子育て等に伴う身体的・精神的負担や外出の困難さの軽減を図るため、妊婦及び3歳未満の子育て家庭に対して、日常の家事支援等を行う家事サポーターを派遣する「子育て家庭等家事サポーター派遣事業」を実施している。

本事業に関して、助成対象者及び利用上限時間の拡充や利用者負担額の無償化などに伴い、利用者数が大幅に増加していることから、派遣事業者の安定的な確保を図り、質の高い区民サービスを継続して提供し続けるため、区から事業者に交付する補助金額を引き上げるもの

### 2 補助金額

現行の「3,000円/時間」から「3,300円/時間」に引き上げる。

### 3 予算措置（令和8年度当初予算案に計上）

（1）歳入 127,301千円

（2）歳出 175,660千円（うち補助金額引上げ経費 14,040千円）

### 4 実施年月日

令和8年4月1日（予定）